

第2次佐野市生涯学習推進基本構想・ 前期基本計画



「私」の学習
から始まる
参画と協働

【生涯学習とは】

生涯学習とは、人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことで、学校教育や、公民館における講座等の社会教育などの学習機会に限らず、自分から進んで行う学習やスポーツ、文化活動、趣味、ボランティア活動などにおけるさまざまな学習活動のことをいいます。生涯学習は、自己の充実・啓発や生活の向上等のため、必要に応じて、各人が自発的意思に基づき、自己に適した手段・方法により行われており、その内容は、文化活動やスポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動から、職業や資格に関する学習、趣味等の習い事など、多岐にわたっています。

さらに、佐野市においては、生涯学習のもう一つの側面である、自己の充実とともに、人々が地域で学びあい支えあって、佐野市をより良いまちにしようとすることを重要としています。そのため、「私らしさこのまちに咲かせます」というキャッチフレーズのもとに、「第1次佐野市生涯学習推進基本構想・基本計画」を策定、推進してきました。「第2次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画」においても、この側面を重要としています。

楽習と参画のまち

佐野をめざして

佐野市生涯学習推進本部長

佐野市長 岡部正英



本市では、今年度より第2次佐野市総合計画がスタートいたしました。その中で、「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」を将来像に掲げ、「豊かな心を育み、学び合うまちづくり」を基本目標に、生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習環境の充実を進めております。

豊かで躍動する佐野市を創造するためには、地域を支える多才な人材の育成が必要となります。そのためには、社会の変化や市民の多様なニーズに応え、世代を超えて自己の能力と可能性を伸ばし、自己実現を図っていく生涯学習を一層推進していきたいと考えています。

本市は「私らしき このまちに 咲かせます」を基本理念に10年間、生涯学習推進に取り組んでまいりました。この基本理念を踏まえ、第2次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画では『「私」の楽習から始まる参画と協働』を新たな基本理念として更なる生涯学習の推進を図っていきたいと思います。

この度、第2次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画を策定するにあたり、特に「市民参加による自立したまちづくり」や「子どもの居場所づくりへの取組」など社会情勢に対応した活動を取り入れました。入り口としての生涯学習活動からまちづくりへと発展し、自己を高めながら社会へ貢献できるよう支援していきたいと考えております。

結びに、この「第2次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画」の策定にあたり、ご意見、ご提言をいただきました生涯学習推進協議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただいた皆様に心からお礼申し上げます。

平成31（2019）年3月

目 次

基本構想

1 「私」の学習から始まる参画と協働	1
1-1 佐野市総合計画に基づく生涯学習の推進	1
1-2 「私らしさ」から出発した佐野市の生涯学習	2
1-3 「私らしさ」からの発展	4
1-4 「楽習と参画のまち佐野」都市宣言	6
2 「佐野市生涯学習推進基本計画（後期計画）」の成果と課題	8
2-1 総合行政としての幅広い取組（成果）	8
2-2 総合行政としての一体的な取組（課題）	10
2-3 学習・まちづくり情報システム整備事業の課題	11
2-4 子育てまちづくり支援事業の課題	12
2-5 学習・参画活動拠点及びセンターオブセンター機能整備事業の課題	13
2-6 市民の暮らしと仕事に根ざした総合的コーディネート機能の発揮	15
3 佐野市民の望む生涯学習の姿「佐野市生涯学習アンケート」の結果から	16
3-1 アンケート結果概要	16
3-2 タイプに合わせた生涯学習推進施策の検討	17
4 生涯学習推進の基本理念	20

前期基本計画

I 前期基本計画策定にあたって	24
1 計画の方針	24
2 計画の位置付け	25
3 計画の期間	25
II 施策体系	26
1 体系化の目的	26
2 体系化の視点	26
3 分類について	26
4 施策体系図	27

Ⅲ 施策体系に基づく方策と成果指標	29
1 まちづくりへの参画・協働を支援します	29
(1) 郷土愛を育み、ふるさとを守る活動を支援します	29
(2) 社会の課題の解決に取り組む学習活動を支援します	30
(3) 少子高齢社会への対応を図ります	32
(4) 安心して安全に暮らせる社会の実現を図ります	33
(5) すべての人にやさしい社会の実現を図ります	34
(6) 環境にやさしい社会の実現を図ります	35
(7) 地域に支えられた産業を振興します	36
(8) 市民参加による自立したまちづくりを支援します	37
2 子育て・青少年のまちづくりを推進します	38
(1) 子育て仲間づくり活動を支援します	38
(2) 家庭教育の推進と地域教育力の向上を推進します	39
(3) 青少年の参画活動を推進します	41
(4) 地域子育て資源の活用を図ります	42
(5) 市民・学校・行政の協働を進めます	43
(6) 子どもの居場所づくりに取り組みます	44
3 幅広い生涯学習を支援します	45
(1) 市民研究活動の促進と高等教育・行政機関との連携を図ります	45
(2) スポーツ・健康・趣味・教養分野における仲間づくり活動を推進します	46
(3) 生涯学習施設の充実と有効活用を図ります	48
(4) 学習情報提供・相談事業を充実します	49
(5) 多様化する学習ニーズに対応した学習機会を提供します	50
(6) 学習成果を生かした活動を充実します	51
(7) 生涯学習を総合的に支援する体制を充実します	52

参考資料

1 第2次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画策定の経緯	53
2 佐野市生涯学習推進協議会委員名簿	55
3 佐野市生涯学習推進協議会条例	56
4 佐野市生涯学習推進本部設置要綱	57
5 佐野市生涯学習推進体制組織図	60
6 「楽習と参画のまち佐野」都市宣言	61

基本構想

1 「私」の学習から始まる参画と協働

1-1 佐野市総合計画に基づく生涯学習の推進

第2次佐野市総合計画基本構想では、「水と緑にあふれる北関東のどまん中、支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」という佐野市の「将来像」を定めています。この将来像の実現のためには、人が個人として充実するとともに、地域で支え合い、それによって自分と地域をより良いものに育てていくことが望まれます。そのことが、佐野を愛し「北関東のどまん中」で輝かせることにつながるのです。

第2次生涯学習推進基本構想において述べようとするのは、その実現が生涯学習推進を通して十分可能になるということです。生涯学習推進においては本人の自主性が最大限に尊重されます。その上で、その人が学びや活動を通して個人として充実し、他の人々と支え合い、つながり、広がり、さらに自己を深めることが期待できます。まちづくりも生涯学習も、まさに「私らしさ」から始まるのです。そして、これらの市民活動は、佐野市総合計画の次の基本目標の達成のために、なくてはならないものといえます。市民一人ひとりの、その人らしい関わり方、すなわち**参画と協働**によって、(7)の「**市民参加による自立したまちづくり**」は実現するものであると考えられます。

【佐野市総合計画基本目標】

- (1) 魅力ある産業で賑わう活力あるまちづくり
- (2) 新たな流れの創造による賑わうまちづくり
- (3) 健やかで元気に暮らせるまちづくり
- (4) 豊かな心を育み、学び合うまちづくり
- (5) 快適により安全で安心して暮らせるまちづくり
- (6) 美しい自然、環境と調和するまちづくり
- (7) 市民参加による自立したまちづくり

平成4（1992）年12月、佐野市において生涯学習推進協議会により「佐野市生涯学習推進基本構想」が答申されました。そのキャッチ・フレーズは「私らしさ咲かせます、楽習のまち佐野」というものでした。これは、この構想の中間報告を提起した生涯学習推進協議会からの呼びかけに応じて市民から寄せられた多数のアイデアの中から採用されたものでした。その名のとおり、構想のポイントは、「私らしさ」と「楽習」にありました。

この構想では、市民一人ひとりが、私（わたし）すなわち個人の生活や人生を充実させることを、一番の基本にしています。もちろん、学習者がグループや集団をつくって地域活動や学習を進めることは、生涯学習の推進にとって欠かせないことだと思われれます。しかし、それでさえも、根本的には一人ひとりのメンバーがより良い充実した人生を送るためにあるはずです。佐野市の生涯学習の推進においては、あくまでも私（わたし）を大切にして、個性を活かし、自発的意思に基づくそれぞれの楽習が進められるよう配慮する必要があるという思いでした。

さらには、生涯学習推進の中心に、近代的な「個の確立」を据えた「何からでも学ぼうとする本人の主体的で積極的な生き方や姿勢」を目指して、「佐野市の生涯学習の推進を通してお互いを高め合っていこう」と市民に呼びかけをしていました。

また、これらの生涯学習は、他人から強いられて学ぶ受動的な「学習」ではなく、みずから進んで「楽しく学ぶ」という考えに立って佐野市では「楽習」と呼ばれています。趣味・教養に関する学習活動、文化・芸術活動、健康・スポーツの活動、レジャー・レクリエーション、そして、ボランティア活動・社会参加活動までもが、楽しさを感じながら行われ、しかも、それぞれの「自分」が生きている価値をよく噛みしめて味わうことにつながっています。もちろん、そこでの楽習の「楽」は、「ラク」という意味ではなくて「本当の楽しさ」という意味です。



しかし、このように「私」の尊重ばかり強調していると、もう一方では「私利私欲のために他人の幸せを犠牲にしたり、社会の秩序を乱したりすることになるのでは」という批判も生まれてきます。平成4（1992）年の同答申は、この点について、「私（わたし）の生涯学習がより良いまちづくりにつながる」として、次のように述べています。

実際、自発的意思のもとに自由に進められている市民の活動が、ほかの市民の関心をひいたり、見知らぬ人の楽しみや支えにもなっていく場面を、私たちはさまざまな生涯学習活動の中でたくさん見聞きすることができます。「自分のため」が「人のため」につながっているのです。逆に、義務感や強制を伴って行われていることには、今や魅力が少なくなりつつあります。

個は他者と関わることによってより深まる、と言われます。ボランティア活動であっても、「犠牲になっている」という意識よりは、むしろ、「自分がいろいろな人との出会いから学ばせてもらい、成長させてもらっている」という意識で行われているのだと考えられます。そのような意味で、生涯学習の観点からは、「自分のためにやっている」と胸を張って言えることこそ、大切なことだといえるでしょう。

さらに、生涯学習のまちづくりという広い視点に立ったとき、そのことはいっそうはっきりします。

現代社会において生涯学習の推進に向けた新しい波が大きな高まりを見せていることは、生涯学習がただ単に市民個人の問題として重要であるという理由だけによるものではありません。この波は、個人が人間らしい幸福な生活を実感しながら生きていける真に豊かな社会への展望を示すものであり、間近に迫った21世紀に向けて、そういう社会を創造する新しい波、そのものなのだと思います。

私たちは、自分のための生涯学習が、ほかの人びとにとっての住みよいまちをつくることにもつながるというすばらしいチャンスに、今、出会おうとしています。私（わたし）の生涯学習が、生涯学習のまちづくりにつながるのです。

この「佐野市生涯学習推進基本構想」は、生涯学習のまちづくりによって私（わたし）の充実を支援し、その個人は私（わたし）の生涯学習を通してまちづくりに参加、参画する、という個人と社会の双方向の理想的道筋を示そうとしたものです。

この「自分のための生涯学習が、他の人びとにとっての住みよいまちをつくることにもつながる」という考え方は、今日の社会においても「生涯学習のまちづくり」のあり方を示すものと考えられます。

1-3 「私らしさ」からの発展

佐野市の生涯学習は、平成 17（2005）年の佐野市・田沼町・葛生町合併による新佐野市発足を経て、さらに発展しつつあります。佐野市生涯学習推進の経緯を下表に示していきます。

そこには、「人々が自己の充実のために自由に学ぶとともに、地域で学び合い、支え合う」という生涯学習活動の姿が見られます。このことによって、「つながり、広がり、深まる」というネットワークが形成されてきました。ここで「深まる」とは、一人ひとりの「私らしさ」が深まることを指しています。

表 1 「年表：佐野市生涯学習推進の経緯」

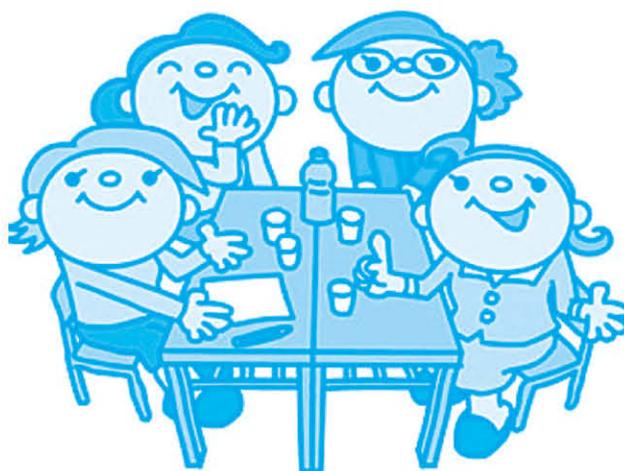
平成 17 年 (2005 年)	2 月	新佐野市発足（人口 12 万 7 千人）
	8 月	市長から佐野市生涯学習推進協議会に対して佐野市生涯学習推進基本構想について諮問
平成 18 年 (2006 年)	10 月	佐野市生涯学習推進協議会「私らしさ このまちに 咲かせます－佐野市生涯学習推進基本構想について」中間答申
平成 19 年 (2007 年)	3 月	佐野市総合計画基本構想・基本計画「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」（平成 19（2007）～29（2017）年度）策定
		佐野市生涯学習推進協議会「私らしさ このまちに 咲かせます－佐野市生涯学習推進基本構想について」最終答申
	5 月	佐野市生涯学習推進協議会「佐野市生涯学習推進イメージ作成ワークショップ」
		佐野市生涯学習推進本部設置（本部長：市長）
		佐野市放課後子どもプラン運営委員会設置
	7 月	佐野市放課後子どもプラン運営委員会「放課後子どもプランの推進方策について－青少年の居場所づくりと子育てのまちづくり」提言
12 月	佐野市「楽習と参画のまち佐野」都市宣言	
平成 20 年 (2008 年)	3 月	佐野市生涯学習推進本部「佐野市生涯学習推進基本構想・基本計画－私らしさ このまちに 咲かせます」（平成 20（2008）～29（2017）年度）策定
平成 25 年 (2013 年)	3 月	佐野市生涯学習推進本部「佐野市生涯学習推進基本計画（後期計画）」（平成 25（2013）～29（2017）年度）策定
平成 30 年 (2018 年)	3 月	第 2 次佐野市総合計画基本構想・前期基本計画「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」（平成 30（2018）～41（2029）年度）策定
		佐野市生涯学習推進協議会中間答申

「佐野市生涯学習推進基本計画（後期計画）」（平成 25（2013）～29（2017）年度）においては、同計画の策定の趣旨について、次のように述べています。

平成 19 年 3 月、佐野市生涯学習推進協議会から『佐野市生涯学習推進基本構想について「私らしさ このまちに 咲かせます』』という答申を受けました。市民一人一人が個人の充実とともに、その学習活動を通して、「まちづくりやひとづくり」に活かされるといふ姿は、市民参画と協働による「育み支え合う」佐野市のまちづくりにとって、重要な基盤になると考えています。（中略）

だれもが生きがいをもって充実した人生を送るためには、これからも生涯を通じての学習がより一層重要になるでしょう。本市では、学んだ成果（**自己形成**）が地域社会の発展（**社会形成**）に幅広く活かされる、**総合行政**として生涯学習のまちづくりを今後も継続して推進してまいりたいと考えております。

このように、「私らしさ」を「このまちに咲かせる」ことによって、自己形成と社会形成が一体的に行われる「生涯学習のまちづくり」が実現します。これは地方自治の理想型と考えられます。そのため、生涯学習の推進は、教育委員会という一部局のみの仕事ではなく、「総合行政」として取り組む必要があります。



1-4 「楽習と参画のまち佐野」都市宣言

佐野市生涯学習推進協議会からは、平成19（2007）年3月、「私らしさ このまちに咲かせますー佐野市生涯学習推進基本構想について」（答申）が市長に提出されました。そこでは、生涯学習推進政策立案にあたって、『私』の充実から、さらに『社会に参画してまちをつくる私』の充実へと発展する市民の主体的活動としての重要な意義』が示されました。

平成19（2007）年度生涯学習推進協議会では、上記の答申に基づき、「生涯学習都市宣言起草のための『佐野市生涯学習推進イメージ』作成ワークショップ」が行われました。ワークショップの目的は次のとおりです。

生涯学習都市宣言起草のためのレベルアップした発想を発見し、イメージ表現としてまとめ上げる。ここで作成されたイメージをもとに宣言文案を起草することによって、「構造的な内容に裏付けされた」宣言文を実現する。

このワークショップの結果をもとに、平成19（2007）年12月に、次のとおり「佐野市生涯学習都市宣言」を行いました。

「楽習と参画のまち佐野」都市宣言

私たち佐野市民は、ひとりひとりが楽習をとおして個人として深まり、その個性を生かし、協働して佐野のまちづくりに参画します。たがいに自分らしさを認めあい、支えあい、はぐくみあう仲間をつくります。まちづくりへの参画のなかで、自分らしさを佐野のまちに咲かせます。

私たちはふるさとを守り、はぐくみます。家庭、地域、学校、職場のなかで、世代や価値観の違いを超えた心の交流を広め、安全で安心なまちをつくります。子育てのなかで親が育ち、こどもが愛されて育つまちをつくります。

私たちは佐野のもつすばらしい自然と文化を学びます。ふるさとの自然を守り、ふるさとから文化を発信します。

ここに佐野市を「生涯学習都市」とすることを宣言します。

平成19年12月25日

佐野市

本宣言の作成経過には、次のような「参画型」の特徴が指摘できます。

- ① ワークショップによって生涯学習推進イメージが共有でき、委員の協働作業としての文章化の成果を得ることができました。
- ② その成果と原案修正結果をフォローアップするための会議を開き、ワークショップに欠席した委員も含めて「原案修正」に関わる合意形成を図ることができました。
- ③ 原案作成者は、フォローアップで形成された合意のほか、前年度からの協議会での検討結果も踏まえ、委員一人ひとりの「背後の想い」まで推察しながら、それを宣言文に反映させることができました。さらに、「宣言文」の本体部分における質や量の面から馴染まない事項については、ワークショップ成果や説明資料の添付によって実質的な反映を可能にしました。

このような方法をとることによって、生涯学習推進政策決定過程における市民参画をより実質化できたものと考えられます。

佐野市放課後子どもプラン運営委員会「放課後子どもプランの推進方策について—青少年の居場所づくりと子育てのまちづくり」提言についても、同様にワークショップ方式で行うことにより、居場所づくりの各事業における達成目標が明示されるとともに、居場所機能全体が構造的に把握されるため、共有された目標を前提としたメニューづくりを行うことができました。

このように参画型で作成された文面には、委員の率直な思いが込められています。10年前のこの「楽習と参画のまち佐野」の提言を発展させ、市民一人ひとりの「私」から始まる参画と協働を実現するため、本市では「第2次生涯学習推進基本構想・前期基本計画」を策定しました。



2

「佐野市生涯学習推進基本計画(後期計画)」の成果と課題

2-1 総合行政としての幅広い取組 (成果)

「佐野市生涯学習推進基本計画(後期計画)」(平成 25 (2013) ~ 29 (2017) 年度)「成果指標 達成状況一覧」を見ると、教育委員会だけでなく広く関係各部署において生涯学習関連施策が展開され、なおかつ、3つの施策目標に対して、一定の成果を上げていることを読み取ることができます。(下図参照)

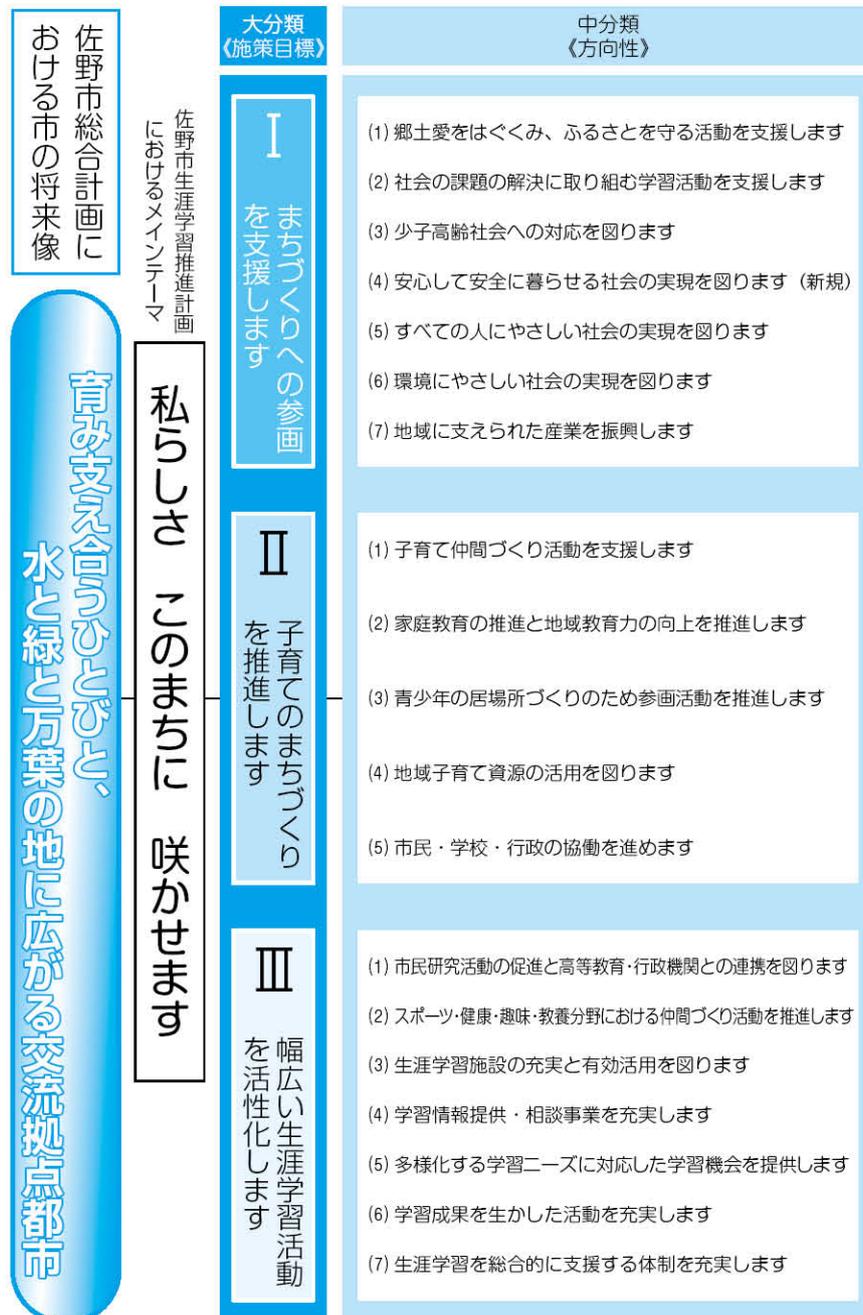


図 1 「佐野市生涯学習推進基本計画(後期計画)」(平成 25 (2013) ~ 29 (2017) 年度) 施策体系図

要約すれば、広く関係部局のそれぞれが「自らの行政課題」として主体的に関連施策を推進した結果、総合行政としての幅広い取り組みが実現しつつあるといえます。

その取組は多様で数多く挙げられますが、ここでは、市民の学習と参画・協働が密接に結びついた代表的な事例として、子どもの教育、自然保護、防災活動に関わる生涯学習推進の成果について述べていきます。

子どもの教育については、たとえば、保護者と学校の協働によるPTA活動において、保護者が学校の運動会、バザー、プール当番、交通指導、球技大会、文化祭、学校給食試食会、校舎内清掃活動、広報誌の発行などの行事に対して積極的に協力しています。各学校によって参加している行事の数は違いますが、市立小中学校35校全てのPTAが、以上に挙げた行事に協力しています。

今後は、保護者と学校の協力関係を積極的に推進するとともに、個人の子育ての学びから参画へと発展し、地域の支え合いによる協働活動として展開されるよう支援していく必要があります。

自然保護については、たとえば、清掃活動として、地域ぐるみで一斉に道路等の清掃活動を行う「全市一斉清掃」に取り組んでいます。また、全町会参加の秋山川一斉清掃も行っており、毎回多くの参加者によりごみ拾いや草刈り作業を行っています。今後は、その活動における一人ひとりの気づきや学びを大切にして、振り返り、交流できるような機会を拡充する必要があります。

防災活動については、各町会での自主防災組織の設置が重要です。平成30(2018)年6月時点では167町会のうち、108の町会に自主防災組織を設置しています。また、各学校や公民館施設など市内55ヶ所を避難場所として設置し、市役所職員を避難所担当者として配置するなどの体制を整えています。

防災のまちづくりを支えるものは、何といても、安全と防災に関する市民一人ひとりの主体的な参画意識です。今後は、自主防災組織町会と広く各部門の市役所職員との日常的なコミュニケーションと学び合いを図るなかで、参画・協働による防災のまちづくりを進めていく必要があります。

これらの事例は、生涯学習推進の幅広い成果のうちのごく一部に過ぎません。このように、生涯学習推進においては総合行政としての幅広い取り組みが重要であるという認識が浸透したといえる状況において、次に求められるのは、市民一人ひとりの主体的な学びであり、地域での支え合いであります。このことによって、「私」の楽習から始まる参画と協働によるまちづくりが実現するのです。

2-2 総合行政としての一体的な取組（課題）

一方、施策体系図のうち、小分類を見てみると、そこでの具体的方策が異なる部局を横断した総合的な施策に十分にはなっていないことが確認できます。それは、これらの具体的方策が結集した事業である「重点プロジェクト」が十分には実現していないことにも関係していると考えられます。（下図参照）

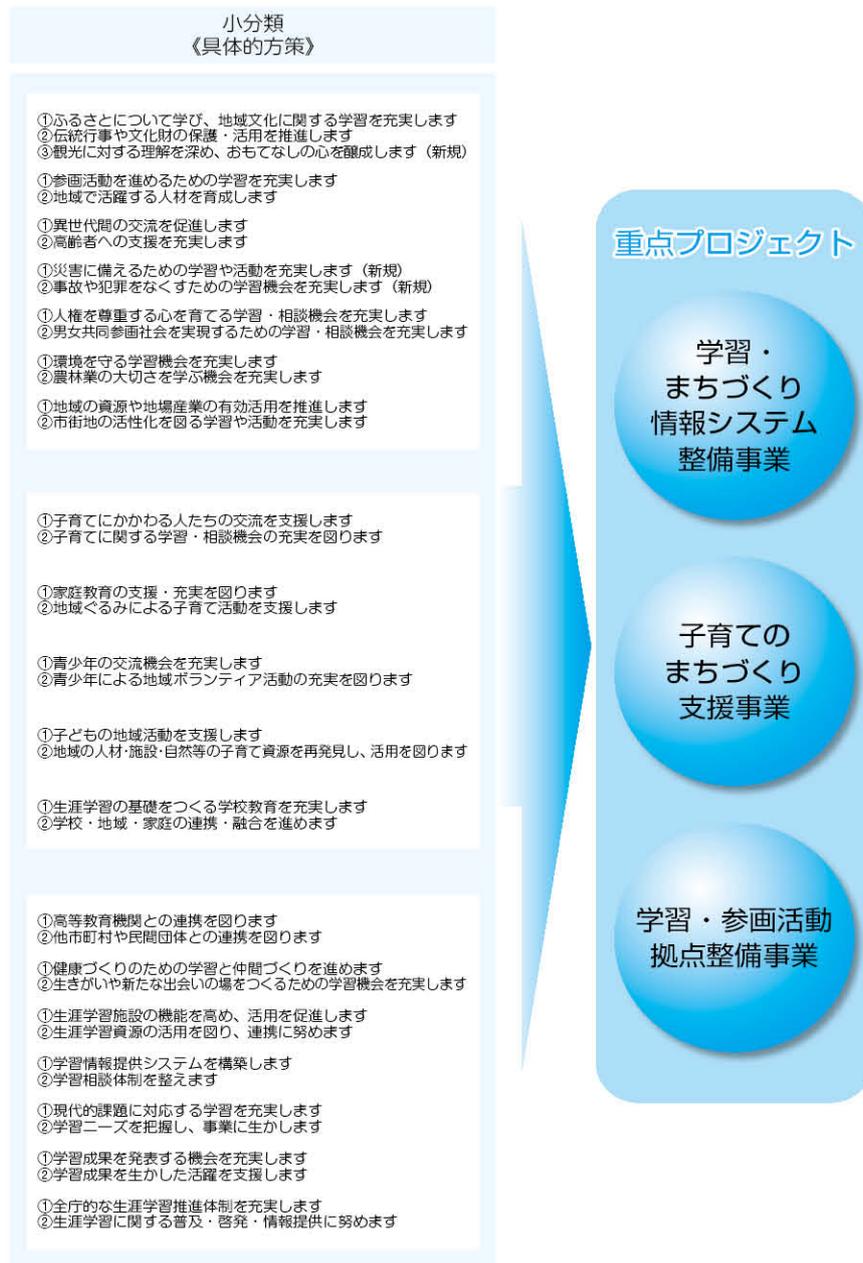


図2 「佐野市生涯学習推進基本計画（後期計画）」（平成25（2013）～29（2017）年度）重点プロジェクト

市民は、地域で暮らし、仕事をしています。生涯学習施策は、このような市民の暮らしと仕事に関して一体的に推進されるものでなければなりません。

そこで、以下、「佐野市生涯学習推進基本計画（後期計画）」（平成25（2013）～29（2017）年度）で掲げられた重点プロジェクトについて、その残された課題について示していきます。

2-3 学習・まちづくり情報システム整備事業の課題

本プロジェクトは、「生涯学習によるまちづくり」推進に当たって、市民一人ひとりが自由に学習・まちづくり情報を得ることができるシステムを目指しています。ここでは、生涯学習情報に加えて、まちづくり活動一般の情報や関連する行政情報についても、検索できます。情報の種類としては、学習機会（講座や行事）・学習施設（場）・学習団体・指導者・ボランティア情報などがあります。市民は、データベースとしてまとめられたこれらの情報を、システムを通して、いつでも・どこでも利用することができます。（下図参照）

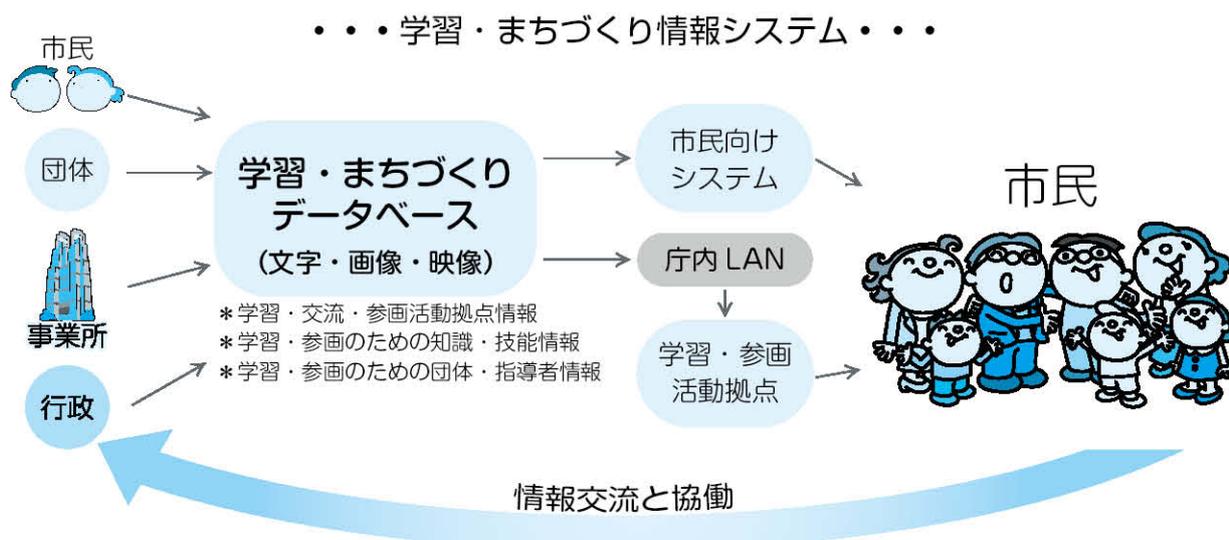


図3 重点プロジェクト1「学習・まちづくり情報システム」

これは、市民・団体・事業所・行政との協働により、学習・まちづくり情報のデータベースを作り上げていく事業です。市民との情報交流を進め、市民の積極的な参加を得ながら、より良いシステムの構築を目指すこととなります。

今後は、行政各部署が力を合わせて、「学習・まちづくり情報」データベースのコンテンツを豊かなものにすることが求められます。また、市民・団体の側も、自らの情報の自己管理の元に、いきいきとした情報を提供するなど、データベース構築に参画・協働をするような施策を推進する必要があります。

2-4 子育てまちづくり支援事業の課題

子育て中の保護者が、子育て関連施設を活用し、PTA・育成会・子ども会・子育てサークルなどを通じた交流により、仲間を見つけて支え合うことは大切なことです。本プロジェクトは、「子育てまちづくり拠点」などを足がかりにして、市民が子育てのまちづくりに積極的に関わっていくことにより、家庭教育の充実を図り、子育てに関する社会参加を期待するものです。

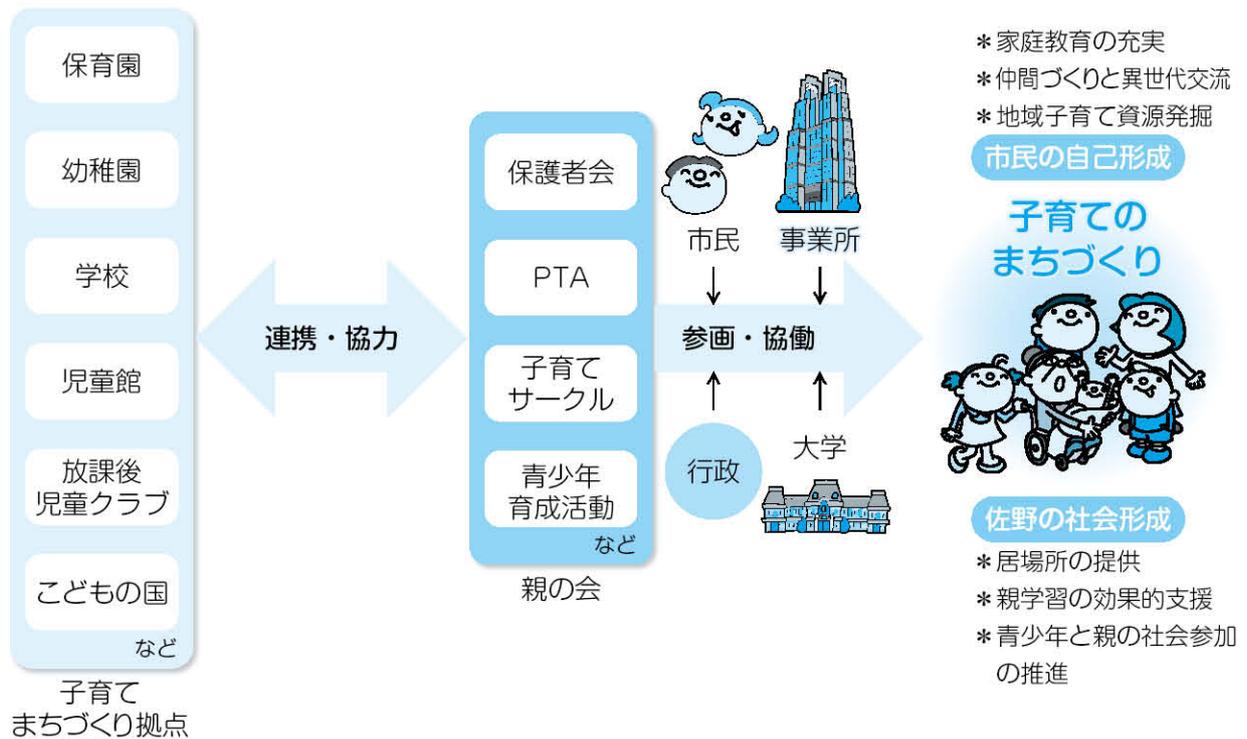


図4 重点プロジェクト2「子育てまちづくり支援事業」

これは、保護者・市民・産業・大学・行政が一体となって進める「子育てのまちづくり」を目指すものです。今後は、より多くの子育て支援施設が、施設・設備や専門性を生かして、育成会等に「子育てまちづくり」の拠点機能を提供するとともに、幅広い層の大人たちがこれに参画・協働することによって、自己形成と社会形成を進めることができるよう施策を推進する必要があります。

また、子どものまちづくり参画にまで視野を広げれば、子育てグループによるまちづくり研究や、その発表交流などにまで発展させていきたいと考えています。

2-5 学習・参画活動拠点及びセンターオブセンター機能整備事業の課題

生涯学習やまちづくりの活動は、人々の暮らしや仕事に結びついているため、幅が広く、その内容は多岐に渡ります。そのため、生涯学習施設やその他の公共施設は、市民と職員の協働により、学習・参画活動拠点の実態を把握し、より良い運営を目指す必要があります。

そのためには、施設間の交流・連携が重要であり、そこで働く職員の資質向上が大切です。さらに、ボランティアなどの組織の育成・活用も必要になります。

本プロジェクトは、市民と行政が協働しながら、拠点の整備を行い、学習・参画活動の推進を目指すものです。

「佐野市生涯学習推進基本計画(後期計画)」(平成25(2013)～29(2017)年度)では、このことについて次のように述べています。

自治体の多くは、生涯学習推進のための施設整備計画において、いわゆる従来の「社会教育施設」(社会教育行政が管轄する施設)を主要な対象としてきました。しかし、上記3プロジェクトを実現するためには、全施設を対象とした全市的な施設活用の取り組みが必要になります。

平成19年3月の推進協議会答申では、「生涯学習拠点」、「子育てまちづくり拠点」として、参考資料に示すような全市におよぶ施設を、その拠点として位置付けています。

本市としては、この答申を真摯に受け止め、次のように施設の有効活用の推進を目指します。

- ① 答申に示された拠点のほか、学校・民間施設・事業所など、可能性のある施設・機関・団体にまで、その枠組みを広げて推進拠点として有効活用の推進を目指します。
- ② 各拠点の地域の実態や特性に応じて、個性ある柔軟な取り組みの推進を目指します。
- ③ 各拠点の本来の目的が損なわれることのないよう、むしろ市民の参画によって目的がよりよく達成されるよう目指します。

上記の趣旨で、学習・参画活動拠点の整備が計画化されました。(次項図5参照)

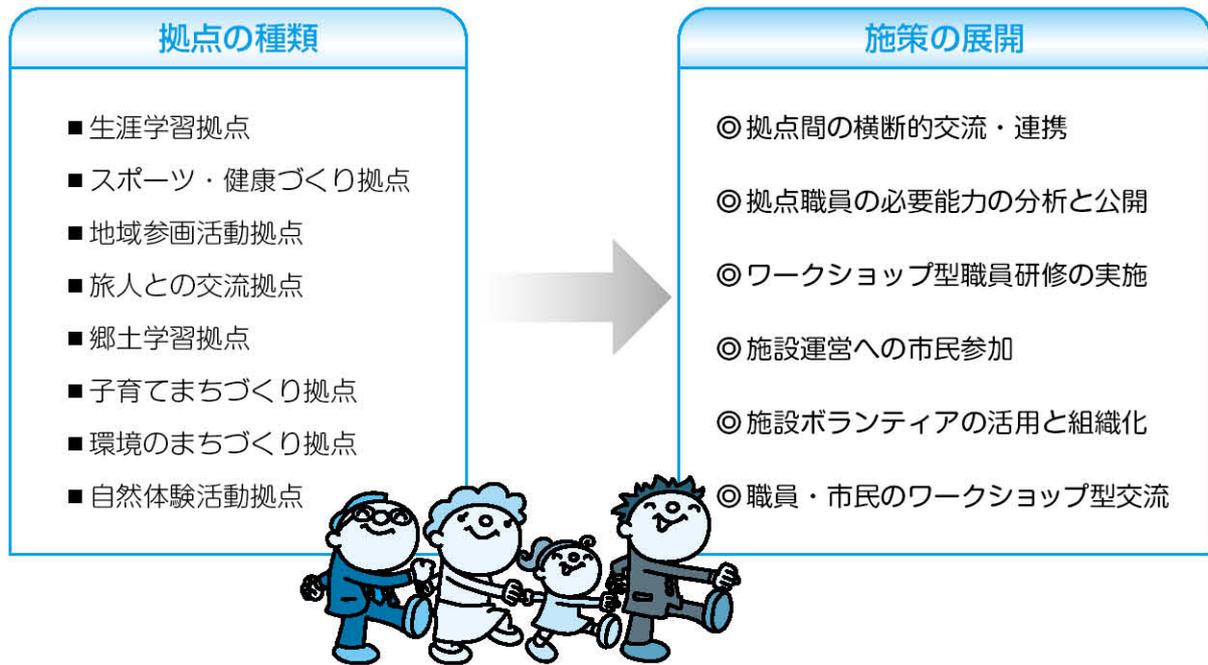


図5 重点プロジェクト3「学習・参画活動拠点整備事業」

本プロジェクトの趣旨を実現するためには、行政が市民の参画を得て産学官民協働の拠点整備事業を進めることが重要であるのはもちろんですが、それ以前に、拠点間で、管轄部局の違いを越えて、まちづくりのテーマに応じて柔軟に横断的交流・連携を図る必要があります。

その上で、拠点施設における民間活力の活用のためには、拠点職員の能力の「見える化」が必要です。その際、市民の参画・協働活動支援という課題意識を明確に持っていることが求められます。

図5の「施策の展開」を現実化するため、各拠点のセンターとして、生涯学習推進の「センターオブセンター」としての役割を受け持つ専門的機能の設置を目指しています。

各拠点がそれぞれの固有の目的に沿って市民の参画・協働活動支援を行うことが本事業の趣旨ですが、同時に佐野市全体の総合的視点からの参画・協働活動の推進と、生涯学習推進の専門的視点からの統合的取り組みが求められています。具体的には、図5の「施策の展開」に挙げた、交流・連携、分析・研究、人材育成、事業開発などのセンター機能の提供が必要です。

このことによって、各拠点で行われている参画・協働活動が、佐野市全体の中で位置づけられ、統合的取り組みができるものと期待できます。

2-6 市民の暮らしと仕事に根ざした総合的コーディネート機能の発揮

先に述べたように、教育委員会以外の多くの部局で、「生涯学習関連事業」が取り組まれるようになりました。それは、各部局の行政課題の解決のためには、市民の学習が不可欠であり、その学びを活かした市民の参画と協働による課題解決が求められるからです。

しかしながら、生活者や家庭人、職業人としての市民の視点から見れば、解決すべき課題は、一部局の行政課題には留まらない、総合的な広がりをもっています。そのため、生涯学習関連事業を各部局が多様に展開すると同時に、総合行政として一体的に取り組むことが求められるのです。

そのためには、各部局を繋ぐ機能の存在が必要になります。それは「市民の暮らしと仕事に根ざした総合的コーディネート機能」であり、市民の参画と協働の促進という明確な目的意識をもった活動を行えるようにします。

生涯学習は、自己決定に基づく活動であり、参画・協働もまた、そうしたものでなければなりません。このことは、誰でも知っています。しかし、その自己決定力は、どのようにして獲得され、どのようにして発揮されるのかは、まだ誰も答を知らない「未知の問い」です。

「総合的コーディネート機能」を発揮する者には、この問いに常に向き合い、研究を続けながら、市民の自己決定の活動を支援することが期待されます。

3

佐野市民の望む生涯学習の姿 「佐野市生涯学習アンケート」の結果から

3-1 アンケート結果概要

本アンケートの概要は次のとおりです。

調査目的：「第2次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画」の策定の基礎資料とするため、市民の生涯学習のニーズと実態について把握する。

調査時期：平成29（2017）年6月～7月

調査対象：市内在住の18歳以上の市民2000人（住民基本台帳から無作為抽出）

調査方法：郵送による発送・回収

回答者数：699人

市民が望む「生涯学習への期待」の設問では「人生を豊かにするため」と「生活に生かすため」が62.4%でした。

市民が望む「社会貢献の内容」の設問では「町内会などの地域活動」、「自然・環境保護に関する活動（環境美化、リサイクル活動など）」「社会福祉に関する活動（世話、介護、食事の提供、保育など）」が、54.0%という結果でした。

市民の「まちづくり活動の理由」の設問では「自分が住んでいる町が良い町であってほしいから」が、最も多い回答結果でした。そのほか、78.5%の市民が「自分らしさを大切にしたい」と思っています、「場面によって出てくる自分は違う」を否定する市民は10.5%、「自分らしさがある」は53.9%、「本当の自分を見つけない」は44.7%などの結果が明らかになりました。

とりわけ、アンケートのなかで、「あなたが、佐野市のまちづくりに関わるとしたら、その理由は何ですか」や「私は、生涯佐野に住み続けたい」、「ここに住んでいる以上、この地域を自分たちで良くしようという意識が大切だ」等の質問や選択肢の回答で、「自分のまちが良いまちであってほしい」や「佐野市に住み続けたい」等の回答が多いことは注目に値します。市政アンケートの結果では「住み続けたい」と回答した人は、75.7%という結果があります。このような人たちが地域での学び合い・支え合いにより広く出会えるように条件整備し、佐野のまちづくりへの参画・協働活動を進めることが、「いつまでも住み続けたいまち」を実現するのです。

同時に、佐野市生涯学習推進の出発点は「私の楽習」です。個人の「生き方」の多様性を重視した推進施策を進める必要があります。そのことが、結局は、多くの佐野市民の参画・協働を促すことにつながります。このことについては、次章の因子分析結果から、検討します。

また、たとえまちへの愛着をあまり感じられない人でも、地域のなかでまちを愛し、まちをより良くしようとして関わっている人を知ることが、それに刺激を受け、まちに目を向け、多様な形態での参画につながる可能性があります。「(行政・機関・団体への)あなた任せ」の市民ばかりだったら、そのまちに魅力を感じられるはずがないといえます。

3-2 タイプに合わせた生涯学習推進施策の検討

アンケートの回答の一部を因子分析^{※1}した結果は下表のとおりです。

表 因子分析結果

	地域に生きる	地域で自分を生かしたい	自分を見つけたい	自分を打ち出したい
【個としての意識と共同体意識】ここに住んでいる以上、この地域の一員だという意識が大切だ	0.761	0.277	0.214	0.236
【個としての意識と共同体意識】近所の人と挨拶しあう関係が大切だ	0.751	0.101	0.177	0.274
【個としての意識と共同体意識】ここに住んでいる以上、この地域を自分たちで良くしようという意識が大切だ	0.734	0.372	0.264	0.254
【個としての意識と共同体意識】よその子でも、悪いことをしていたら注意したい	0.680	0.208	0.165	0.277
【個としての意識と共同体意識】私は、地域の人々とともに生きていく	0.650	0.507	0.142	0.094
【個としての意識と共同体意識】私は生涯、佐野市に住み続けたい	0.633	0.294	0.080	0.060
【個としての意識と共同体意識】家族とは運命を共にしている存在だ	0.626	0.185	0.291	0.256
【個としての意識と共同体意識】地域の見知らぬ人とも支えあう関係が大切だ	0.587	0.411	0.346	0.265
【個としての意識と共同体意識】自分たちで社会をつくりだすという意識が必要だ	0.585	0.451	0.313	0.285
【個としての意識と共同体意識】地域の見知らぬ人とも交流したい	0.542	0.496	0.283	0.198
【個としての意識と共同体意識】私はまちづくり活動の主人公として活動したい	0.319	0.731	0.201	0.253
【個としての意識と共同体意識】私は地域での自分の役割を見つけたい	0.290	0.727	0.327	0.252

※1：統計学上のデータ解析手法のひとつ。「因子」は何かの結果を引き起こす原因を意味し、たくさんの結果の背後に潜んでいる要因を明らかにすること。

	地域に生きる	地域で自分を 生かしたい	自分を見つけ たい	自分を打ち出 したい
【個としての意識と共同体意識】私は地域に発揮できる「自分らしさ」を持っている	0.210	0.689	0.122	0.434
【個としての意識と共同体意識】私はまちづくり活動に、サポーターとして協力したい	0.357	0.676	0.330	0.236
【個としての意識と共同体意識】私は地域での自分の「売り物」を見つけたい	0.203	0.675	0.360	0.271
【個としての意識と共同体意識】私は地域に発揮できる「自分らしさ」を育てていきたい	0.366	0.671	0.382	0.256
【個としての意識と共同体意識】地域の人は運命を共にしている	0.472	0.617	0.279	0.134
【個としての意識と共同体意識】人の個性は、組織に所属してより深まる	0.468	0.590	0.285	0.137
【個としての意識と共同体意識】私は地域の人々に役立ちたい	0.450	0.572	0.371	0.261
【自分らしさ】本当の自分を見つけたい	0.159	0.280	0.783	0.085
【自分らしさ】人々との交流によって、いつもとは違う自分を見つけたい	0.240	0.436	0.694	0.142
【自分らしさ】生涯学習によって、いつもとは違う自分を見つけたい	0.217	0.468	0.693	0.185
【自分らしさ】場面によってでてくる自分は違う	0.188	0.059	0.684	0.283
【自分らしさ】社会で通用する自分らしさをもちたい	0.239	0.384	0.636	0.354
【個としての意識と共同体意識】気づかなかった自分に気づくことが大切だ	0.354	0.365	0.538	0.393
【個としての意識と共同体意識】自分を客観的に見ようとするのが大切だ	0.390	0.293	0.498	0.453
【自分らしさ】相手に合わせることは大切である	0.439	0.181	0.481	0.316
【自分らしさ】私には自分らしさがある	0.298	0.256	0.338	0.690
【自分らしさ】自分らしさを大切にしたい	0.339	0.155	0.426	0.672
【自分らしさ】今後も自分らしさを育てていきたい	0.278	0.227	0.428	0.670
【個としての意識と共同体意識】私は自分の意見をまわりの人々に主張するほうだ	0.214	0.380	0.012	0.630
【自分らしさ】仲間と意見が合わないときは納得するまで話し合う	0.234	0.388	0.296	0.531

上の結果を受動/能動、自分/地域の2軸に分けて整理すると、佐野市民の生涯学習関連の志向は次項の図6のような4タイプに整理することができます。

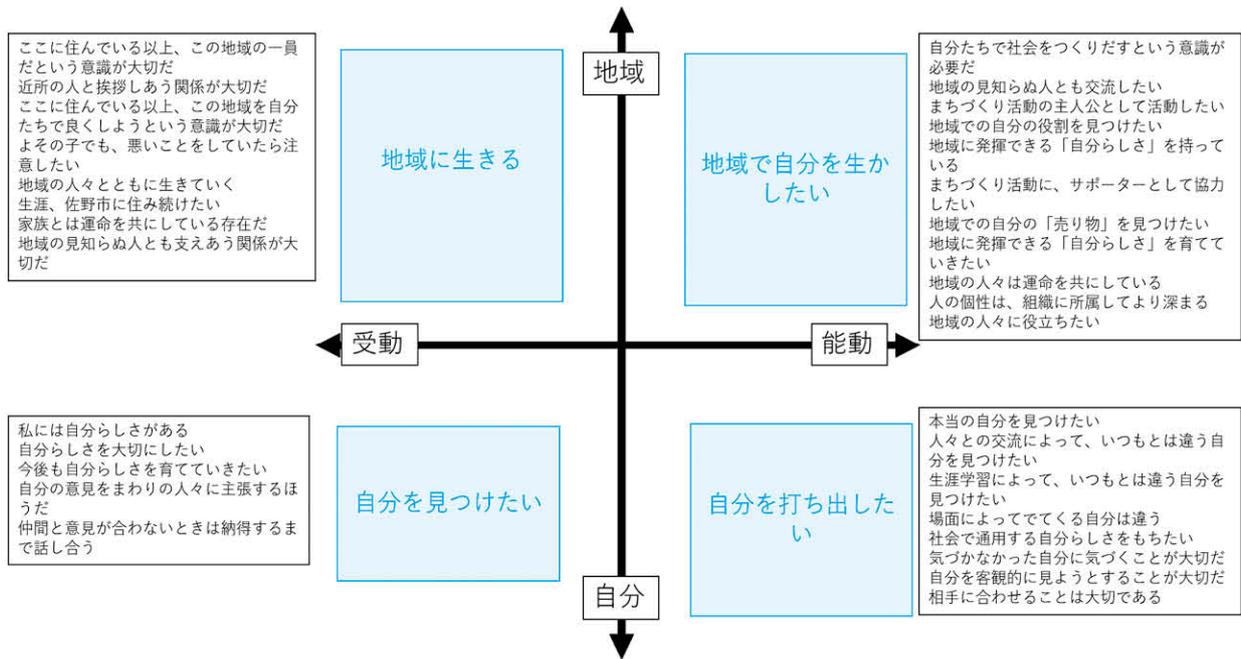


図 6 佐野市民の生涯学習関連の志向

これまでの生涯学習推進施策においては、生涯学習の自主性の尊重の原則を十分認識しつつも、実際には「足りないところに足りないものを注入する」といった単純な考え方が支配的でした。しかし、これでは自己決定力は育ちません。自己決定力は、どのようにして獲得され、どのようにして発揮されるのでしょうか。この、まだ誰も答を知らない「未知の問い」へのアプローチの一つの方法として、このような4タイプのそれぞれに応じた推進施策を開発したいと考えています。

たとえば、地域×能動の「地域で自分を生かしたい」に対しては「まちづくり活動メニューの提供」、自分×能動の「自分を打ち出したい」に対しては、「自己診断カルテの作成」、地域×受動の「地域に生きる」に対しては、地域を知る機会や多世代交流の場の提供、自分×受動の「自分を見つけない」に対しては、居場所・出会いの場の提供などが考えられます。

このような個人の状況やニーズに合わせて多様な選択肢を用意することが、「私の楽習」からの出発を保障することにつながるのです。

4 生涯学習推進の基本理念

前回の生涯学習推進基本構想の策定にあたって、推進協議会からは、「私らしさ このまちに 咲かせます」—佐野市生涯学習推進基本構想について（答申）—が提出されました。この答申に示された趣旨を最大限に尊重することが重要であると考え、推進協議会が示した答申に基づき、全庁を挙げて支援すべき基本理念のメインテーマを次のように決めました。

前回構想における基本理念のメインテーマ

私らしさ このまちに 咲かせます

このメインテーマは、「自分が充実するとともに、社会にもかかわりを持ち、まちづくりの仲間と出会って、まちの中での自己を位置付け、まちをより良いものにしていくという実感をもつことによって、より充実する」というメッセージです。

これは、市民一人ひとりの「私らしさ」を「このまちに」参画という形で「咲かせる」ことを表わしています。

本構想では、この考え方を踏まえ、出発点としての個人の自発性と、社会での自己発揮の関連に焦点を当てて、基本理念のメインテーマを次のように決めました。



本構想における基本理念のメインテーマ

「私」の楽習から始まる参画と協働

前回の生涯学習推進基本構想の策定にあたって、推進協議会は、「佐野市生涯学習推進の基本理念」を次のように定めました。

前回構想における佐野市生涯学習推進の基本理念

市民が楽しく学ぶこと（**楽習**）による自己形成活動と
まちづくりに参画することによる社会形成活動の一体化

生涯学習は個人の自発的意志による自由な活動です。これを楽しく行うことをここでは「**楽習**」と呼びます。もちろん学習は楽しいものばかりとは限りませんが、苦しさも含めて、自らが選択した行為として「**楽習**」することに意味があるのです。

そして、市民が学ぶことによる自己形成活動と、まちづくりに参画することによる社会形成活動が一体化して行われる姿が、佐野市が求める「生涯学習によるまちづくり」であります。ここで、「まちづくり」とは、近隣の者同士が日頃、あいさつを交わすことから始まる、支え合いと学び合いの「小さなまちづくり」から、全市的規模での「大きなまちづくり」までの全てを含みます。

「生涯学習によるまちづくり」においては、学びという自己形成の営みと、社会の担い手としての社会形成の営みが一体的に行われる活動を通して、自ら社会に関与することになります。

生涯学習の推進においては、このような「生涯学習による社会形成（まちづくり）」の側面に対して重点的に振興方策をとる必要があります。

本構想では、この考え方を踏まえた上で、これを第2次佐野市総合計画基本構想（平成30（2018）年4月～平成42（2030）年3月）の生涯学習推進のための基本目標「豊かな心を育み、学び合うまちづくり」と連動させて、「佐野市生涯学習推進の基本理念」を次のように定めました。



本構想における佐野市生涯学習推進の基本理念

「豊かな心を育み、学び合うまちづくり」は、
持続可能な社会形成活動のためのみんなの「入り口」

この基本理念は、第一に、生涯学習は、第2次佐野市総合計画基本構想の他の基本目標（魅力ある産業で賑わう活力あるまちづくり、新たな流れの創造による賑わうまちづくり、健やかで元気に暮らせるまちづくり、快適により安全で安心して暮らせるまちづくり、美しい自然、環境と調和するまちづくり、市民参加による自立したまちづくり）による社会形成と連動するものであるということを表しています。そして、これらが全体として、「持続可能な社会」の形成につながるのです。

第二に、生涯学習は人々の暮らしや仕事に根ざして、身近な活動が繰り広げられます。たとえば、公民館など、地域において、社会形成活動への総合的な「入り口」として、関連した学習が行われます。そして、いつかはそこを出口として専門的な「まちづくり」へと発展していくのです。このようにして、生涯学習という入り口から入った市民が、出口を出て、他のまちづくりへの参画と協働に専門的に関わってもらわないと、協働相手の専門機関は育ちません。

このように、生涯学習は、社会形成に関わるすべての活動を受け止め、すべての出発点として、まちづくりと行政活動の基盤になっていますが、同時に出口のないまま市民を閉じ込めるとしたら、まちは発展しません。その後のまちづくり活動においても、必要に応じて、専門的・技術的サービスを生涯教育専門機関が行うことはあるかもしれません。しかし、それは生涯学習の「総合入り口」に入ってきた市民へのサービスとは性格が異なるものといえます。

第三に、広い視野から見た地球や人類の課題も、人として学ぶべき重要な課題です。そして、生涯学習活動は、「持続可能な社会形成活動」の入り口として位置づけられます。

2015年9月、国連サミットで、「持続可能な開発目標」(SDGs: エスディージーズ = Sustainable Development Goals) が、2016年から2030年までの国際目標として採択されました。そこでは「世界を変えるための17の目標」が示され、さらには、普遍的な目標として「誰も置き去りにしない」という約束が掲げられています。

持続可能な社会開発とは、第2次佐野市総合計画基本構想が基本目標とするそれぞれのまちづくりと一致するものであり、本生涯学習推進基本構想・基本計画がめざす社会形成と一致するものであります。とりわけ、生涯学習活動における「学び合うまちづくり」は、「持続可能な社会開発」のためには欠かせない活動になると考えられます。

生涯学習による自己の充実と他者との「学び合い支え合い」は、市民の社会的視野を拡大し、個人完結型から社会開放型の問題解決志向への転換を促します。その転換は、多様な価値の共存、共生のためには、欠くことのできない転換なのです。

逆に言えば、本構想は、地球規模、人類規模の持続の「危機」に対して強い問題意識を持ち、これを「学び合うまちづくり」という「入り口」を通して、問題解決のための参画と協働へと進む市民の進展を期待して提唱するものです。

なお、「幅広い生涯学習活動」をするグループのなかには、まちづくりには結びつかないような個人的な趣味・教養のものもあります。しかし、それがまちなかで開かれて行われる限り、「多様な価値」の共存を追求するものであり、「相手を排除しない居場所」の担い手を育てるものであり、ひいてはSDGsが求める「持続可能な社会開発」につながるものであると考えます。その意味からも、「幅広い生涯学習活動の活性化」については、佐野市生涯学習推進において今後も追求すべき課題ととらえられるのです。

前期基本計画

I 前期基本計画策定にあたって

1 計画の方針

第1次生涯学習推進基本計画では「私らしさこのまちに咲かせます」を基本理念に市民が楽しく学ぶこと（楽習）による自己形成活動とまちづくりに参画することによる社会形成活動の一体化に則り、市民と行政が一体となって取り組むことで主要課題の解決を目指してきました。第2次生涯学習推進前期基本計画では「『私』の学習から始まる参画と協働」を基本理念として、社会形成活動のための入り口として学習が行われ、それが「まちづくり」として発展していき、他のまちづくりへの参画と協働に関わっていきます。第1次基本計画の基本理念を踏まえた新たな基本理念をもとに課題解決を目指します。

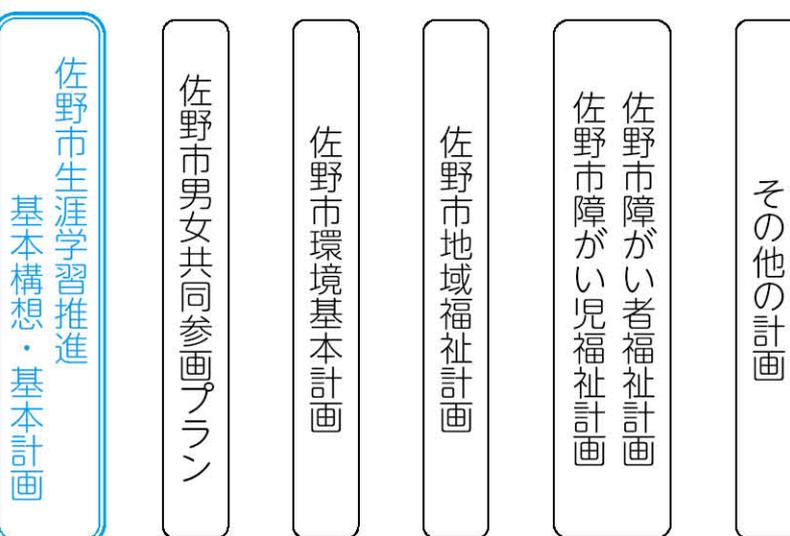
第1次生涯学習推進基本計画では、生涯学習施策を体系化して方向性を示し、市民の生涯学習を具体的に支援していくための事業をそれぞれの体系に位置付け、市民参画による生涯学習のまちづくりの推進を図りました。

第2次生涯学習推進前期基本計画では社会情勢の変化や本計画のメインテーマでもある参画と協働を考慮し、「子どもの居場所づくり」や「市民参加による自立したまちづくり」を新たに政策体系に取り入れ生涯学習によるまちづくりの更なる推進を図ります。

2 計画の位置付け

生涯学習推進基本構想・基本計画は佐野市総合計画の内容を受けた個別基本計画の一つです

佐野市総合計画



3 計画の期間

第2次佐野市総合計画については平成30（2018）年度から平成41（2029）年度までの12年間の計画となります。

第2次生涯学習推進基本構想については平成31（2019）年度から平成41（2029）年度までの11年間になります。

第2次生涯学習推進基本計画については前期3年間、中期4年間、後期4年間の3段階で推進を行っていくものです。

年度（西暦）	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)	H32年度 (2020年)	H33年度 (2021年)	H34年度 (2022年)	H35年度 (2023年)	H36年度 (2024年)	H37年度 (2025年)	H38年度 (2026年)	H39年度 (2027年)	H40年度 (2028年)	H41年度 (2029年)
第2次佐野市総合計画	第2次佐野市総合計画（12年）											
第2次佐野市生涯学習推進基本構想	第2次佐野市生涯学習推進基本構想（11年）											
第2次佐野市生涯学習推進基本計画	前期計画（3年）			中期計画（4年）				後期計画（4年）				

図1 第2次佐野市総合計画と第2次佐野市生涯学習推進基本構想・基本計画の期間

II 施策体系

1 体系化の目的

本計画のメインテーマである「『私』の学習から始まる参画と協働」を効果的に推進していくために、行政が取り組むべき施策の方向やその具体的方策を明らかにし、それらの統合化・総合化を図り、適切で効果的な施策を進めるために体系化を行います。

2 体系化の視点

この計画は、行政が市民に提供する学習機会を、内容の面で総合的・体系的に把握するために、3つの視点を設けています。

- ①「まちづくりへの参画支援」を整理する視点
- ②「子育てのまちづくりの支援」を整理する視点
- ③「幅広い生涯学習活動の活性化」を整理する視点

なお、体系化を進めることによって個別に分類された諸施策・諸事業のうち、特に重要なものについては、全庁を挙げて取り組む3つの生涯学習推進重点プロジェクトとして位置付けます。

- ① 学習・まちづくり情報システム整備事業
- ② 子育てのまちづくり支援事業
- ③ 学習・参画活動拠点整備事業

3 分類について

施策体系では大分類・中分類・小分類という形で、3つのレベルに分け、設定します。各レベルについては以下のように位置付けします。

大分類（施策目標）	体系を構成する3つの施策目標を、大分類というレベルに位置付けます。
中分類（施策の方向性）	施策目標となる3本の柱（大分類）に、現在実施している事業及び今後実施すべき事業を分類し、さらに課題別に整理し、施策の方向性を具体的に例示したものです。
小分類（具体的方策）	施策の方向性（中分類）に従った形で、事業推進の方向性を示した諸施策や、具体的な内容を伴った諸事業を分類し、さらに課題別に整理し、例示したものです。

総合計画の
将来像

推進計画
メインテーマ

水と緑にあふれる北関東のどまん中
支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市

「私」の学習から始まる参画と協働

大分類
《施策目標》

I まちづくりへの参画・
協働を支援します

II 子育て・青少年のまち
づくりを推進します

III 幅広い生涯学習を
支援します

中分類
《方向性》

- (1) 郷土愛を育み、ふるさとを守る活動を支援します
- (2) 社会の課題の解決に取り組む学習活動を支援します
- (3) 少子高齢社会への対応を図ります
- (4) 安心して安全に暮らせる社会の実現を図ります
- (5) 全ての人にやさしい社会の実現を図ります
- (6) 環境にやさしい社会の実現を図ります
- (7) 地域に支えられた産業を振興します
- (8) 市民参加による自立したまちづくりを支援します

- (1) 子育て仲間づくり活動を支援します
- (2) 家庭教育の推進と地域教育力の向上を推進します
- (3) 青少年の参画活動を推進します
- (4) 地域子育て資源の活用を図ります
- (5) 市民・学校・行政の協働を進めます
- (6) 子どもの居場所づくりに取り組みます

- (1) 市民研究活動の促進と高等教育・行政機関との連携を図ります
- (2) スポーツ・健康・趣味・教養分野における仲間づくり活動を推進します
- (3) 生涯学習施設の充実と有効活用を図ります
- (4) 学習情報提供・相談事業を充実します
- (5) 多様化する学習ニーズに対応した学習機会を提供します
- (6) 学習成果を生かした活動を充実します
- (7) 生涯学習を総合的に支援する体制を充実します

小分類
《具体的方策》

- ①ふるさとについて学び、地域文化に関する学習を充実します
- ②伝統行事や文化財の保護・活用を推進します
- ③観光に対する理解を深め、おもてなしの心を育みます

- ①参画活動を進めるための学習を充実します
- ②地域で活躍する人材を育成します

- ①異世代間の交流を促進します
- ②高齢者への支援を充実します

- ①災害に備えるための学習や活動を充実します
- ②事故や犯罪をなくすための学習機会を充実します

- ①人権を尊重する心を育てる学習・相談機会を充実します
- ②男女共同参画社会を実現するための学習・相談機会を充実します

- ①環境を守る学習機会を充実します
- ②農林業の大切さを学ぶ機会を充実します

- ①地域の資源や地場産業の有効活用を推進します
- ②市街地の活性化を図る学習や活動を充実します

- ①市民と協働した地域づくりを推進します
- ②市民参画・協働についての情報提供や学ぶ機会を充実します

- ①子育てにかかわる人たちの交流を支援します
- ②子育てに関する学習・相談機会の充実を図ります

- ①家庭教育の支援・充実を図ります
- ②地域ぐるみによる子育て活動を支援します

- ①青少年の交流機会を充実します
- ②青少年による地域ボランティア活動の充実を図ります

- ①子どもの地域活動を支援します
- ②地域の人材・施設・自然等の子育て資源を再発見し、活用を図ります

- ①生涯学習の基礎をつくる学校教育を充実します
- ②学校・地域・家庭の連携・融合を進めます

- ①子どもたちの居場所づくりを支援します
- ②新たに居場所を創り出す人材を育成するための支援を図ります

- ①高等教育機関との連携を図ります
- ②他市町村や民間団体との連携を図ります

- ①健康づくりのための学習と仲間づくりを進めます
- ②生きがいや新たな出会いの場をつくるための学習機会を充実します

- ①生涯学習施設の機能を高め、活用を促進します
- ②生涯学習資源の活用を図り、連携に努めます

- ①学習情報提供システムを構築します
- ②学習相談体制を整えます

- ①現代的課題に対応する学習を充実します
- ②学習ニーズを把握し、事業に生かします

- ①学習成果を発表する機会を充実します
- ②学習成果を生かした活躍を支援します

- ①全庁的な生涯学習推進体制を充実します
- ②生涯学習に関する普及・啓発・情報提供に努めます

重点プロジェクト

学習・
まちづくり
情報システム
整備事業

子育ての
まちづくり
支援事業

学習・参画活動
拠点整備事業

Ⅲ 施策体系に基づく方策と成果指標

I まちづくりへの参画・協働を支援します

(1) 郷土愛を育み、ふるさとを守る活動を支援します

高齢化やライフスタイルの多様化が進む中で、地域の個性を生かした芸術・文化活動を振興し、一層豊かな芸術文化活動を生み出していくことを支援いたします。そして、広域的交流によって地域間相互理解を進め、生涯学習資源の共有化を図ります。

【具体的方策】

① ふるさとについて学び、地域文化に関する学習を充実します

地域文化を守り、市民の芸術・文化活動に対して様々な支援を行うとともに、伝統文化に親しむ機会や優れた芸術文化に接する機会の充実を図ります。

② 伝統行事や文化財の保護・活用を推進します

地域の文化財や伝統芸能、伝統行事について、市民が積極的に伝承し、人材の発掘や養成を行う機会を充実します。

③ 観光に対する理解を深め、おもてなしの心を育みます

地域の人々の暮らしや文化、人との交流、地域産業の体験など、地域住民と共鳴する全ての行為、空間、雰囲気、施設、環境、自然など、あらゆる観光資源に対する認識を深め、地元に着目をもってもらうとともに「おもてなしの心」を育てる機会を充実します。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 佐野市の歴史上の人物や文化財・郷土・芸能などを知っている市民の割合	91.8%	94.0%
② 観光ボランティアガイド協会の登録人数	40 人	70 人
③ 文化活動団体登録数	109 団体	114 団体

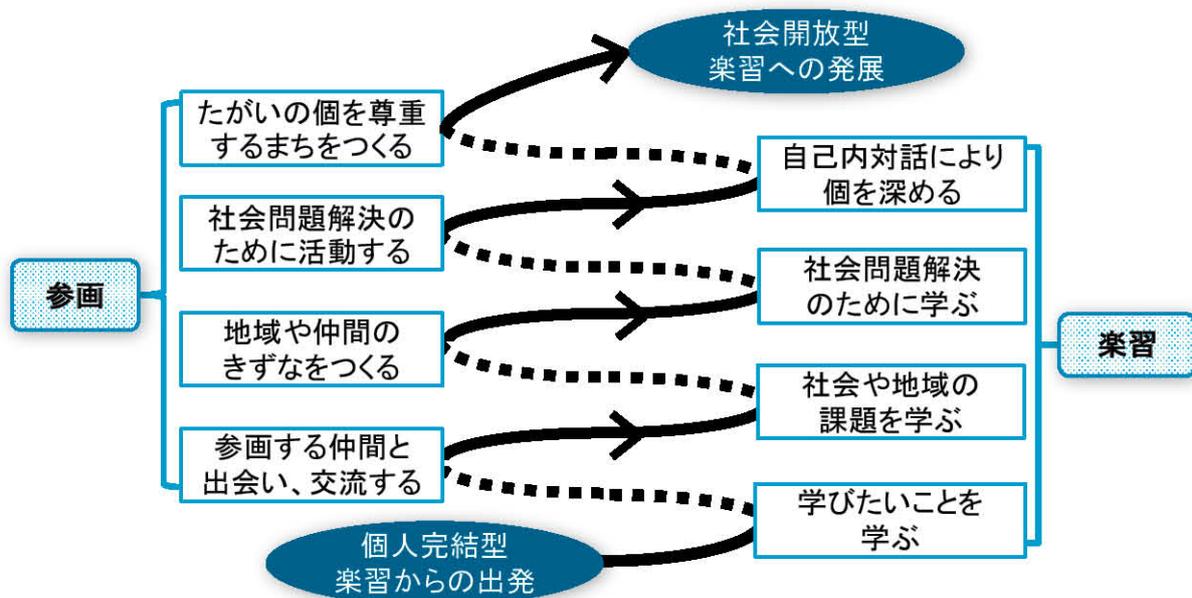
(2) 社会の課題の解決に取り組む学習活動を支援します

この計画は、市民が社会問題に取り組む姿勢をもつことの重要性を認識し、コミュニティ形成・青少年育成・人権尊重・地球環境保護・地域産業活性化などのための「社会的必要としての学習や活動」を振興するための施策を重視します。

市民は、自発的意思に基づき、ボランティアの心によって、現代社会が必要としているまちづくり活動、生涯学習活動などに参加しています。「参画」とは、単に「参加」という行為とは異なり、計画から実施、評価に至るまで、主体的にかかわる行為です。

このような参画活動の中で生まれる「学び」や、参画活動をするために行われる「学び」は、地域の中で好ましい人間関係を築きます。また、社会や地域とかわりながら役に立つ学習をすることは、地域で活躍する人材を発掘し、育成することにつながります。これらの活動を支援します。

図2 社会問題解決のための参画活動の発展過程



【具体的方策】

① 参画活動を進めるための学習を充実します

だれもが個性と能力を発揮しながら、心豊かに生きていくための、意識の啓発や自己実現、参画推進にかかわる講座の開催、学習機会を提供します。

② 地域で活躍する人材を育成します

地域づくりの担い手となる指導者・リーダーを育成発掘していくための支援、研修を行うとともに、その能力を地域のさまざまな活動に生かすため、人材情報の収集、提供を行います。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 学習メニュー数	683 メニュー	720 メニュー
② 生涯学習関連講座受講者数	25,269 人	27,000 人
③ 生涯学習ボランティア登録者数	384 人	430 人



(3) 少子高齢社会への対応を図ります

少子高齢社会では、世代間の価値観の違い、子育て支援の在り方、若者の社会意識、高齢者の介護などの問題があります。そのため、少子高齢社会の問題解決にあたっては、世代を越えた心の交流と、青少年を含めた市民の参画活動が望まれます。

それらの課題を解決するために、異世代間交流を進める必要があります。さらに、子育て中の保護者が支援されるだけでなく、自分のできる範囲で、子育てしやすい環境づくりに参画できる条件を整備する必要があります。高齢者については、知識・技術・経験を生かした活躍の場を提供することが大切です。また、市民のライフステージに応じた学習内容や学習機会の提供を推進していきます。

【具体的方策】

① 異世代間の交流を促進します

地域住民同士のつながりを大切にし、生きがいづくり、仲間づくりの機会を提供するとともに、さまざまな事業を通し異世代、同世代間の交流を図ります。

② 高齢者への支援を充実します

健康で充実した生活を送れるよう、介護予防やレクリエーション活動、社会保障制度について学習する機会を充実します。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 社会参加をしている高齢者の割合	58.9%	61.5%
② 老人福祉センター利用者数	128,236 人	146,000 人
③ 生きがいを持って生活している高齢者の割合	82.1%	84.9%

(4) 安心して安全に暮らせる社会の実現を図ります

近年、全国各地で予想もしていなかった自然災害等による被害が増加しています。いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害及び経済損失などを軽減し、安全安心を確保するためには、市や防災関係機関等による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」及び地域コミュニティ等による「共助」による地域防災力を高める必要があります。

また、高齢者の交通事故や振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺などの事故や犯罪に巻き込まれる件数が全国的に増加傾向にあることから、地域において安心した生活が送れるよう、個人・地域が一体となって事故や犯罪に巻き込まれない社会を築きあげることが重要です。

そこで、全ての市民が安心して安全に暮らすことができるよう、一人ひとりの学習機会や相談機会、地域における活動機会の充実を図ります。

【具体的方策】

① 災害に備えるための学習や活動を充実します

災害が発生した場合に迅速に対応できるよう、普段から、「自らの身（地域）は自らが守る」という意識の啓発や、災害に備えるため、活動や学習機会の充実を図ります。

② 事故や犯罪をなくすための学習機会を充実します

地域において安心した生活が送れるよう、事故や犯罪に巻き込まれないための学習機会や相談機会、地域における活動機会の充実を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 普段から災害に対する備えをしている市民の割合	44.7%	51.0%
② 日常生活の中で防犯の面で安心した生活をしている市民の割合	60.7%	66.0%
③ 消費者トラブル相談件数	883 件	570 件

(5) すべての人にやさしい社会の実現を図ります

まちづくり活動においても、すべての市民が、人権問題を正しく理解し、自らの課題と捉え、理解を深めることは欠かせないことです。まちづくり活動の中で、全ての市民が認め合いながら交流し、連帯感を培うことを目指します。このことは、まちづくり活動という実践の中での、効果的な人権教育であり、人権尊重の精神を培うものです。

また、まちづくり活動や地域活動においては、「男女共同で地域にかかわろう」というメッセージのもとに、男性も女性もいきいきと活躍できる仕組みを整えることが重要です。

また、団塊世代が地域に戻り、まちづくり活動で活躍するときに、企業で培ったノウハウを地域社会に還元していくことが期待できます。そのためには、企業社会から地域社会へ円滑に乗り換えて、仲間との出会いと交流を促進する必要があります。

これらは、基本的信頼に基づく人間関係を構築することであり、人権尊重の精神に支えられた地域を基盤とします。そのための学習活動の充実や地域づくりを支援します。

【具体的方策】

① 人権を尊重する心を育てる学習・相談機会を充実します

人権を尊重し、さまざまな差別意識解消を目指すため、あらゆる機会を通じて、人権問題についての研修・啓発・相談事業を実施します。

② 男女共同参画社会を実現するための学習・相談機会を充実します

男女が個性と能力を発揮しながら社会に参画していくため、男女が互いの人権を尊重する意識啓発講座の開催など、男女共同参画について理解を深める学習・相談機会の充実に努めます。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合	72.2%	84.0%
② 男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合	14.8%	27.0%

(6) 環境にやさしい社会の実現を図ります

水と緑にあふれるふるさとの自然環境を大切に、農山村振興を進めるためには、よりよい環境が持続・改善していくように環境学習を進めることが大切です。自然環境を守る農山村振興を進めながら、地域の特色を生かした観光開発を支援することが求められています。

市内のあらゆる場所でさまざまな人々が、環境保護をはじめ多様な活動に取り組んでいます。この自然環境を大切にする心や意欲などを育むための取り組みをさらに支援し、より多くの市民に環境問題について考える機会を提供します。

【具体的方策】

① 環境を守る学習機会を充実します

地域の環境についての学習や、さまざまな体験活動を通して、多くの市民に環境問題について考える機会を提供し、環境学習の充実を図ります。

② 農林業の大切さを学ぶ機会を充実します

豊かな自然とのふれあいを通じ、生産の喜び、自然を大切にする心を養います。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 環境に配慮した生活をしている市民の割合	35.0%	42.5%
② 市民環境リポーター数	37 人	43 人



(7) 地域に支えられた産業を振興します

社会の基本単位としての家庭や近隣地域が、産業や文化の振興の担い手となるために、地域のよさを学び、地域資源を有効活用することが重要です。

生涯学習活動によって市街地の活性化や発展につながるものは多く、その学習や活動の充実と支援を目指します。市民にとって市街地は、生産や流通の拠点であり、市外からの来訪者と地域の人々が交流する大切な空間です。広域の交流活動により、大型の商業施設などと有機的な連携を図り、市街地の活性化を図る必要があります。そのための学習や交流活動を支援します。

【具体的方策】

① 地域の資源や地場産業の有効活用を推進します

市民が伝統工芸や産業・観光などの分野で、地域の特徴について学習し、地場産業の活性化を図ります。

② 市街地の活性化を図る学習や活動を充実します

まちづくりの学習・参画機会を提供し、魅力ある市街地づくりにつながる事業を開催します。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 起業届出件数	177 件	225 件
② 有効求人倍率	0.99 倍	1.00 倍
③ 施設園芸取扱量	1,326 t	1,430 t



(8) 市民参加による自立したまちづくりを支援します

少子高齢化の影響もあり、地域における人間関係の希薄化が進んでいるといわれています。そのため、地域力の維持向上を目指し、市民や町会をはじめとする各種団体等と行政との協働によるまちづくりを推進し、市民参加の機会やコミュニティ活動の充実を図ることが重要となります。自立したまちづくりを進めていくためには、さまざまな団体の社会貢献活動を活発化させ、人と人とのつながりを強め、地域全体の活力を高めていく必要があります。

地域の活性化や市民参画・協働について、学習の機会を提供します。

【具体的方策】

① 市民と協働した地域づくりを推進します

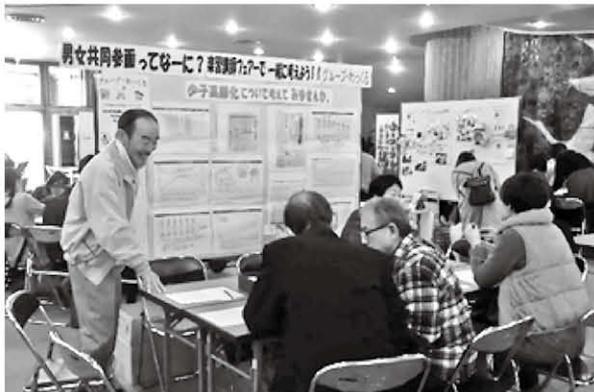
市民の生涯学習活動を支援することにより、市民活動へのきっかけづくりを提供します。また、市民活動団体の学習を支援し、その活動の充実につなげ、地域の活性化を図ります。

② 市民参画・協働についての情報提供や学ぶ機会を充実します

広報さのや市ホームページ、市民活動センターホームページ等により、市民活動の情報提供や活動事例の紹介を行います。市民や職員に対する講演会や研修会等を開催します。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 市民と協働して進めている事業数	128 事業	156 事業
② 講演会等の参加者数	525 人	540 人



II 子育て・青少年のまちづくりを推進します

(1) 子育て仲間づくり活動を支援します

子育て中の保護者が、PTA・育成会・子ども会・子育てサークルなどを通じた交流により、仲間を見つけて支え合うことが必要です。

育成会や地域社会で「仲間」との出会いを得た場合、実践的な「集団学習」が効果的に展開されます。この学習は、保護者が「子育てのまちづくり」に参画するための意欲と能力を高めます。さらに、町会など、地域のまちづくり団体の参加・協力を得て、「人まかせ」から脱却し、支え合う仲間をもつことが大切です。また、生涯学習やまちづくり活動を通じた「子育て環境を改善するための市民参画」も重要となります。

「わが子」のことから出発して、「人まかせ」にしない「子育てのまちづくり」への参画に至る過程は、自己の充実のための生涯学習が、まちづくりへの参画という実践へ発展する過程と一致するものです。

これらの活動を地域が支えることの重要性を認識し、保護者同士の交流や参画を促進・支援します。

【具体的方策】

① 子育てにかかわる人たちの交流を支援します

保護者と子どもがふれあい、一緒に楽しめる活動や、保護者同士のつながりを強化する活動を支援するための、学習機会の充実を図ります。

② 子育てに関する学習・相談機会の充実を図ります

子育てや教育に関する相談体制や情報提供体制の充実を図ります。また、家庭教育についての関心を持ち、理解を深めるための学習機会を提供し、子どもと子育て家庭を支援します。

【主な成果指標】

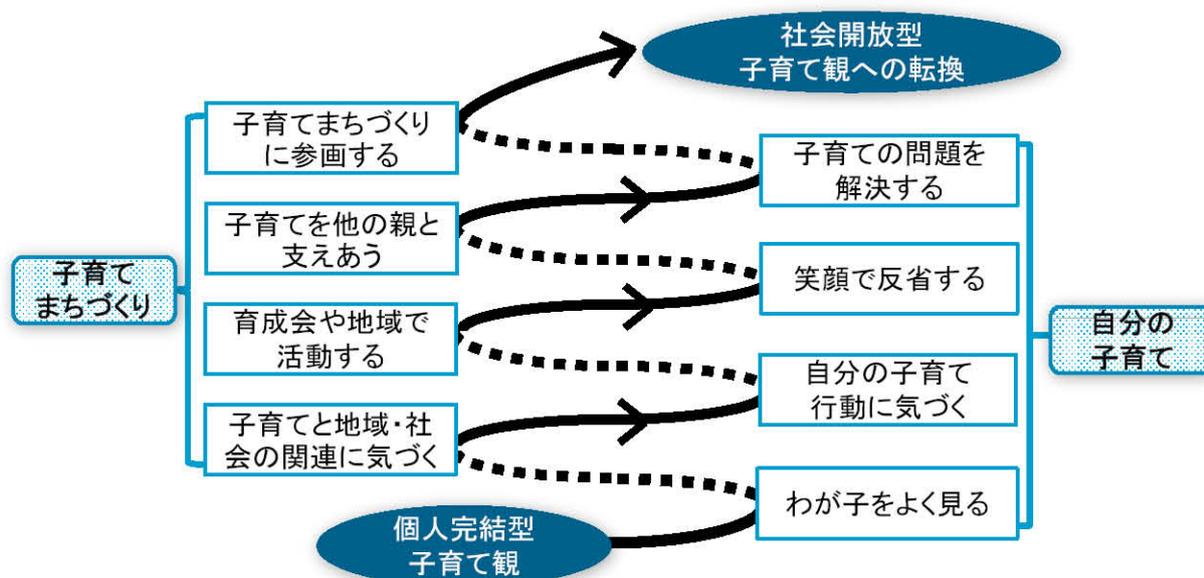
成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 子育てに関わる講座参加者数	958 人	1,150 人
② 子育て情報誌発行部数	2,800 部	3,000 部

(2) 家庭教育の推進と地域教育力の向上を推進します

「子育てのまちづくり」が目指すものとして、家庭教育の回復があります。核家族化により身近な人から子育てを学ぶ機会が減少し、地域とのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。子育て中の保護者が孤立することなく家庭教育を行うためには、身近なつながりの中で家庭教育を支援することが重要です。保護者同士が交流しながら、子育てに必要な知識や技能などを学ぶ「親学習プログラム」を効果的に活用することも重要になります。

また、PTAや子ども会など、地域のさまざまな人々との活動を通して、地域教育力の向上を図ることも大切です。これらの「子育てのまちづくり」活動を支援します。

図3 子育て学習の発展過程



【具体的方策】

① 家庭教育の支援・充実を図ります

家庭教育の重要性を認識するため、家庭教育を考える機会を提供し、啓発活動の充実を図ります。

② 地域ぐるみによる子育て活動を支援します

地域で行われる生活体験、社会体験などの各種交流事業を通して、家庭や地域教育力の向上を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 学校支援ボランティア登録者数	1,158 人	960 人
② 学校安全支援ボランティア登録数	538 人	600 人

※学校支援ボランティア数の減少は、学校の統廃合による予測のため



(3) 青少年の参画活動を推進します

近年、青少年の地域活動等への参加数が減少しており、さまざまな世代の人との交流や仲間づくりがあまりできていない状況にあります。そこで、社会参加体験や交流が重要となります。まちづくりに参画する大人たちが多様な仲間関係の魅力や、参画の充実感を子どもたちに伝えていくことが大切です。

青少年の社会参加体験活動を支援しながら、青少年にとって大切なあらゆる世代との交流や、ボランティア活動の充実を図ります。

【具体的方策】

① 青少年の交流機会を充実します

青少年育成団体との連携により、学校外活動や体験学習の機会を充実し、青少年の健全な人格を形成します。

② 青少年による地域ボランティア活動の充実を図ります

青少年が講座やイベントの企画・運営にかかわり、体験することで、学習成果を地域で生かす人材を育成します。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 友好都市や姉妹都市、国内親善都市などの住民と交流を図っている市民の割合	10.8%	12.0%
② 学習成果を還元する取組みを行う市民の割合	10.8%	12.5%



(4) 地域子育て資源の活用を図ります

「子育てのまちづくり」の観点からは、地域の自然・文化・人材を再発見して活用することが重要な課題となっています。

遊びを通じた豊かな経験が、子どもたちの社会性を育みます。また、郷土の文化と歴史を知るとは、郷土を大切に、ふるさと佐野を創造していく心を育みます。

地域子育て資源の活用を通して、子どもたちが、地域の文化を受け継ぎ、次の世代に伝えていく活動を促進します。

【具体的方策】

① 子どもの地域活動を支援します

家庭や地域の教育力を生かし、子どもが自発的に地域住民との交流や学習活動ができるよう、各種事業の充実を図ります。

② 地域の人材・施設・自然等の子育て資源を再発見し、活用を図ります

子どもたちが地域の中で、地域住民とスポーツや、交流活動等を行う場を提供します。また、市民が学習成果をボランティア活動などの形で、社会に生かせる施策を展開します。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 三世代交流事業参加者数	952 人	1,000 人
② 学校支援ボランティア登録者数	1,158 人	960 人

※学校支援ボランティア数の減少は、学校の統廃合による予測のため



(5) 市民・学校・行政の協働を進めます

「子育てのまちづくり」においては、学校と地域社会の相互の連携が求められています。学校は、子どもの生活の場であるとともに、生涯にわたって学ぼうとする意欲を育てる場所でもあります。市民にとって、学校が果たす役割は、「生涯学習拠点」や「まちづくり拠点」として重要であるとともに、「子育てのまちづくり」の推進についても大いに期待されています。また、学校と地域社会の連携によって地域の教育力の向上にもつながり、学校を核とした地域の活性化が図れます。

次代を担う子どもたちを育むために、市民・学校・行政の協働を促進します。

【具体的方策】

① 生涯学習の基礎をつくる学校教育を充実します

義務教育期間は学びの基礎を培う重要な時期です。特色ある教育を行い、自主性と創造性に富む人間形成を目指します。

② 学校・地域・家庭の連携・融合を進めます

家庭・学校・地域社会が協力して、子どもたちを対象とした生活体験、地域活動、交流の機会を設け、基本的な生活習慣を身につけ他者とのかかわりの中で社会性や人間性を育みます。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 学校支援ボランティア登録者数	1,158 人	960 人
② 放課後子ども教室登録児童数	906 人	880 人

※学校支援ボランティア数及び放課後子ども教室登録児童数の減少は、学校の統廃合による予測のため

(6) 子どもの居場所づくりに取り組みます

佐野市では子どもの貧困対策の推進として、佐野市自立支援教育訓練給付金事業、学習支援事業、就学援助事業等に取り組んでいます。貧困な子どもたちは、経済的貧困だけでなく、関係性の貧困、レッテル貼りなど深刻な状況にあります。それらの解決には、彼らが学校や家庭で得られない居場所や仲間関係の場や機会を提供する必要があります。学校、家庭、そして地域に居場所を作りだすことが重要です。

貧困な子どもたちの居場所の要件としては、「自分の存在を認めてもらえる」ということが最も重要です。その居場所で自分の存在が認められるということを体験した若者たちが、今後の社会の多様な場、すなわち家庭、地域、職場で、居場所を創り出す担い手になるものと考えます。

また、社会へのスムーズな移行を目指す生涯教育の視点からは新しいキャリア選択の可能性を広げることが重要で、どんな障がいをかかえている人であってもできる仕事を創り出す柔軟な枠組みのジョブカフェ（若年者就業支援センター）が求められています。このような生涯学習活動による取り組みは今後、ますます重要になっていくと思われま

す。貧困の子どもたちへの居場所づくりや新たに居場所を創り出す人材を育成するための支援を図ります。

【具体的方策】

① 子どもたちの居場所づくりを支援します

学校や家庭で得られない居場所や仲間関係の場や機会を提供する必要があります。学校、家庭、そして地域に居場所を作りだすことを目指します。

② 新たに居場所を創り出す人材を育成するための支援を図ります

その居場所で自分の存在が認められるということを体験した若者たちが、新たな居場所を創り出す担い手になるよう支援します。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 中・高校生ボランティア研修会実施日数	6 回	6 回
② 中・高校生のボランティア研修会及び研修外ボランティア活動への参加者数	178 人	200 人
③ 放課後子ども教室交流研修会参加者数	117 人	100 人

※放課後子ども教室交流研修会参加者数の減少は、学校の統廃合による予測のため

Ⅲ 幅広い生涯学習を支援します

(1) 市民研究活動の促進と高等教育・行政機関との連携を図ります

幅広い生涯学習活動を活性化するためには、高等教育機関やNPOなどの団体もつ研究資源を活用することが必要です。それによって、学習活動の質が高まり、その成果が還元されることで、市民の研究活動がさらに活性化します。高等教育機関やNPOなどと連携することで、講座の充実や学習機会の拡大にもつながっていき、学習活動の促進になります。

また、公開講座なども含めて、専門的な指導・助言などが得られるよう、関係機関との連携を促進します。

【具体的方策】

① 高等教育機関との連携を図ります

市民の高度な学習内容に対応するため、佐野市と高等教育機関との連携協力による学習機会を整備充実していきます。

② 他市町村や民間団体との連携を図ります

地域におけるさまざまな活動や、市民の学習ニーズに応える学習活動を展開するため、近隣自治体や親善都市及び民間団体との連携を図ります。

【主な成果指標】

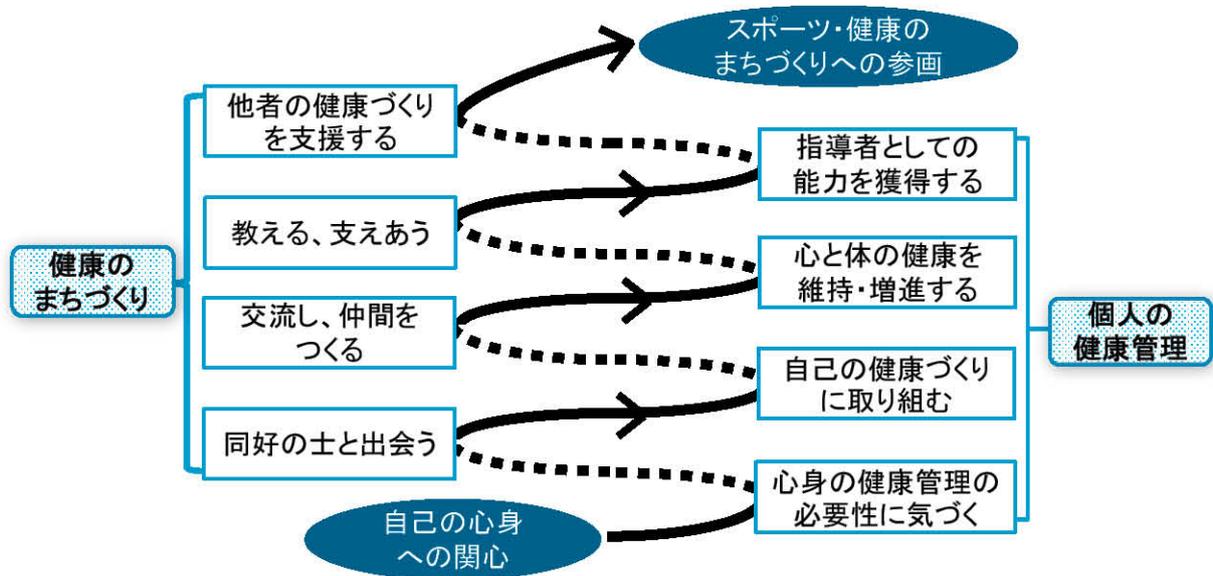
成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 友好都市や姉妹都市、国内親善都市などの住民と交流を図っている市民の割合	10.8%	12.0%
② 協定締結や事業の合同実施等を行っている広域連合数	19 団体	21 団体
③ 高等教育機関（大学）と連携して開催した講座数	3 講座	5 講座

(2) スポーツ・健康・趣味・教養分野における仲間づくり活動を推進します

スポーツ・健康づくり活動は、生涯にわたって、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に取り組めます。それを日常的に行うことにより、体力の維持・健康増進・人と人との交流につながります。

そのためには、行政は市民と協働し、市民が仲間づくり活動を通して、健康の維持・増進にかかわる学習活動を推進することが必要です。スポーツ・健康づくりは、コミュニティの連帯感を取り戻すという意味で「まちづくり」につながります。スポーツや健康づくりは年齢を問わず取り組むことのできる活動のため、気軽にできる趣味・教養の分野も含めて、それが「まちづくりへの参画」に結び付くよう支援します。

図4 幅広い学習活動の発展過程
(健康づくりの場合)



【具体的方策】

① 健康づくりのための学習と仲間づくりを進めます

生涯を通じて心身の健康を保つため、健康学習の推進及びスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を提供し、仲間づくりを進めます。

② 生きがいや新たな出会いの場をつくるための学習機会を充実します

生涯にわたり心が豊かで健康な生活を送るために、生きがいや新たな出会いの場をつくるための学習機会を充実します。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 健康づくりに取り組んでいる市民の割合	69.9%	76.5%
② 1 週間に 1 回以上スポーツを行っている成人市民の割合	41.3%	50.0%
③ 生きがいをもって生活をしている高齢者の割合	82.1%	84.9%



(3) 生涯学習施設の充実と有効活用を図ります

市民の学習意欲の高まりや、学習ニーズの多様化・高度化に対応し、市民の主体的な学習を促進していくためには、生涯学習施設の充実と有効活用が必要です。

生涯学習施設には、公民館や図書館などの社会教育施設や、人的交流の場であるコミュニティ施設・社会福祉施設なども含まれます。これら市内にある生涯学習施設を結び付け、それぞれの機能を高めながら相互に補完するシステムを構築することが必要です。これが、施設のネットワーク化です。

また、全ての市民が安全で利用しやすい施設にしていくため、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた施設環境の整備を図ることが重要です。

これらの取り組みを通して、市民と行政が手を取り合い、より活用しやすい施設としていくことで、市民の活発な学習活動を支援します。

【具体的方策】

① 生涯学習施設の機能を高め、活用を促進します

市民が行う多様で、自主的な学習や交流を支援・促進するため、生涯学習施設の機能を高めます。

② 生涯学習資源の活用を図り、連携に努めます

市内のある生涯学習施設やスポーツ施設などを含めた生涯学習施設の有効活用を図り、連携に努めます。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 生涯学習施設で行う学習メニュー数	683 メニュー	720 メニュー
② 学習の環境が整っていると感じる市民の割合	38.6%	55.0%



(4) 学習情報提供・相談事業を充実します

市民一人ひとりが、自由に学習情報を得ることができるようにするためには、講座・行事・場・団体・指導者・ボランティアなどの学習情報を、市民の必要に応じて探し出せるシステムを構築する必要があります。新鮮で正確でわかりやすい情報を、いつでも・どこでも提供できるようにすることが望まれます。

このような環境を整備・充実させると同時に、学習相談体制を整え、相談者の求めに応じた学習内容や学習方法を提供できるシステムの充実に努めます。

【具体的方策】

① 学習情報提供システムを構築します

市民が身近なところで、自分にもっとも適した学習を選択し、効果的・効率的に活動ができるよう、情報の収集・提供を行います。

② 学習相談体制を整えます

市民が生涯学習に取り組む動機づけや、学習の進め方及び学習支援に関する相談機能の整備を図っていきます。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 市民が知りたい行政の情報が十分に提供されていると認識している市民の割合	68.5%	86.0%
② 学習成果を還元する取り組みを行う市民の割合	10.8%	12.5%



(5) 多様化する学習ニーズに対応した学習機会を提供します

現代の代表的な学習課題として、情報化・国際化・人権問題・環境問題など、急速な社会の変化に伴うさまざまな問題があります。それらを解決するためには、仲間とともに学び、問題を共有し、実践活動につなげていくことが大切です。

市民のニーズや社会の変化に対応し、まちづくり活動につながる学習機会の提供に努めます。

【具体的方策】

① 現代的課題に対応する学習を充実します

国際化、情報化、消費生活、防災・防犯対策、環境問題など、日常生活に関する学習や、社会構造の変化に伴うさまざまな問題に対応するための学習機会を提供します。

② 学習ニーズを把握し、事業に生かします

現代社会において多様化する学習ニーズを把握することで、市民一人が学習の成果を生かし、ボランティアや福祉活動を通したまちづくり活動を実践できるよう支援します。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 市民が知りたい行政の情報が十分に提供されていると認識している市民の割合	68.5%	86.0%
② 健康教室・健康相談等実施回数	294 回	300 回
③ 市民大学開催数	7 回	10 回

(6) 学習成果を生かした活動を充実します

学習をした人が、学習成果を生かして、まちづくりに参加するということは、「学習成果の社会還元」です。それは、市民がやりがいを感じながら学習を深めたり、多くの人々の学習活動を支えたり、新たな学習者を誘うきっかけになり、学びの循環が生まれます。行政は、その学習成果を地域社会に還元するための人材活用や、活動の場を整備する必要があります。

市民と行政が一緒になって「生涯学習によるまちづくり」の課題を共有し、学び合うための機会の充実を図ることが、学習成果の社会還元につながります。

【具体的方策】

① 学習成果を発表する機会を充実します

市民がやりがいを感じながら学習を深め、多くの人々の活動を支え、新たな仲間を誘うきっかけを作るために、市民が取り組んでいる学習の成果を発表する機会を充実していきます。

② 学習成果を生かした活躍を支援します

市民がまちづくりに参加するため、学習の成果を生かした人材活用及び活動の機会を整備し、生涯学習活動の指導者を育成・支援していきます。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 学習成果を還元する取り組みを行う市民の割合	10.8%	12.5%
② 生涯学習ボランティア登録者数	384 人	430 人



(7) 生涯学習を総合的に支援する体制を充実します

基本構想のメインテーマである「『私』の学習から始まる参画と協働」を効果的に推進していくためには、生涯学習を総合行政として支援していくことが必要です。そのためには、全部局が連携し、一体となって生涯学習推進体制を整えることが必要です。

また、「生涯学習によるまちづくり」を実現し、豊かな地域社会を形成するためには、市民との連携や企業と行政が力を合わせて、事業を展開したり活動をしたりすることが大切となります。

行政は、市民と協働して、全庁的な推進組織の機能の充実を図り、諸施策の総合的・効果的な推進に努めます。

【具体的方策】

① 全庁的な生涯学習推進体制を充実します

総合行政として生涯学習を支援していくために、全部局が連携し、一体となって生涯学習に関する施策を総合的かつ体系的に推進していくための体制を整備し、その充実を図ります。

② 生涯学習に関する普及・啓発・情報提供に努めます

市民と行政の連携・協力によって行われる「生涯学習によるまちづくり」を実現するために、市民の学習動向を的確に把握し、学習機会の拡充や、学習情報の提供、普及・啓発に努めます。

【主な成果指標】

成果指標	平成 29 年度 (2017 年度) 実績値	平成 33 年度 (2021 年度) 目標値
① 学習メニュー数	683 メニュー	720 メニュー
② 学習の環境が整っていると感じる市民の割合	38.6%	55.0%
③ 市民が知りたい行政の情報が十分に提供されていると認識している市民の割合	68.5%	86.0%

参考資料

1 第2次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画策定の経緯

期 日	会 議 内 容 等
平成 28 (2016) 年 11 月 14 日	平成 28 年度第 2 回生涯学習推進協議会の開催 ・市長からの諮問 ・生涯学習推進基本構想・基本計画（後期計画）平成 27（2016）年度実績値報告について
平成 29 (2017) 年 4 月 19 日	生涯学習推進基本構想・基本計画策定アドバイザーとの協議 ・生涯学習に関する市民アンケートについて
5 月 16 日	平成 29（2017）年度第 1 回佐野市生涯学習推進協議会の開催 ・生涯学習に関する市民アンケートについて ・第 2 次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画策定の作業部会について ○まちづくり参画推進部会 ○子育て青少年のまちづくり部会 作業部会として 2 部会を設置
6 月 13 日	生涯学習推進基本構想・基本計画策定アドバイザーとの協議 ・クドバス手法による佐野市の生涯学習課題の抽出作業
6 月～7 月	生涯学習に関する市民アンケートの実施 市内在住の 18 歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出 アンケート回収率（約 35%）
7 月 27 日	平成 29（2017）年度第 1 回第 2 次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画策定作業部会の開催 ・各部会での今後の活動内容について ・クドバス手法による佐野市の生涯学習課題の抽出について
8 月 30 日 ～ 31 日	佐野市生涯学習推進本部専門部会の開催 ・後期基本計画実施計画（平成 28（2016）年度版）の実績評価及び（平成 29（2017）年度版）の作成検討について
10 月 10 日	平成 29（2017）年度第 2 回佐野市生涯学習推進協議会の開催 ・生涯学習に関する市民アンケートの結果について ・佐野市生涯学習推進基本構想・基本計画（後期計画）平成 28（2017）年度実績報告について
12 月 12 日	平成 29（2017）年度第 2 回第 2 次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画策定作業部会の開催 ・クドバス手法による佐野市の生涯学習課題の抽出について

期 日	会 議 内 容 等
平成 30 (2018) 年 3 月 12 日	平成 29 (2017) 年度第 3 回佐野市生涯学習推進協議会の開催 ・第 2 次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画の中間答申について ・市長への中間答申について
3 月 28 日	市長へ中間答申を提出
4 月 20 日	生涯学習推進基本構想・基本計画策定アドバイザーとの協議 ・今後の策定スケジュールについて
5 月 14 日	生涯学習推進基本構想・基本計画策定アドバイザーとの協議 ・第 2 次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画の骨子について
6 月 13 日	平成 30 (2018) 年度 1 回佐野市生涯学習推進協議会の開催 ・第 2 次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画の方向性について
7 月 6 日	生涯学習推進基本構想・基本計画策定アドバイザーとの協議 ・第 2 次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画 (案) について
7 月 20 日 ～8 月 3 日	佐野市生涯学習推進本部専門部会の開催 ・佐野市生涯学習推進後期基本計画の成果指標の報告について
8 月 28 日	佐野市生涯学習推進本部幹事会の開催 ・佐野市生涯学習推進後期基本計画の成果指標達成状況の報告について ・第 2 次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画 (案) について
10 月 3 日	佐野市生涯学習推進本部会の開催 ・生涯学習推進本部幹事会での協議内容の報告 ・第 2 次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画 (案) について
10 月 24 日	平成 30 (2018) 年度第 2 回佐野市生涯学習推進協議会の開催 ・第 2 次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画 (案) について ・市長への答申について
10 月 30 日	市長へ答申を提出

2 佐野市生涯学習推進協議会委員名簿

【平成 31 (2019) 年 3 月末現在】

区 分	団 体 名 等	委 員 氏 名	備 考	
3条2項1号	学識経験者	学識経験者	小 倉 徳 次	会長
		学識経験者	山 田 喜美江	副会長
		学識経験者	須 藤 敏 夫	
		学識経験者	青 木 夕賀子	
		佐野日本大学短期大学	立 川 聡 子	
		聖徳大学	西 村 美東士	
3条2項2号	関係団体の代表者	佐野市社会教育委員代表	廣 瀬 正 道	
		中央公民館サークル連絡協議会	田 村 四 郎	
		佐野市体育協会	阿 部 茂	
		佐野市町会長連合会	相 子 晋	
		男女共同参画ネットワークさの	廣 瀬 恵 子	
		佐野市小・中学校 PTA 連絡協議会	新 里 通	
		佐野市子ども会連合会	奥 村 美佐子	
		(一社) 佐野青年会議所	石 倉 大	
		佐野市ボランティア協会	長 濱 洋 子	
		佐野市文化協会	柳 誠	
3条2項3号	行政機関の職員	小学校長会代表	飯 田 誠	
		中学校長会代表	津布久 節 子	
		教育総務部長	大 木 聡	

佐野市生涯学習推進協議会条例

平成 17 年 2 月 28 日
条例第 102 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、生涯学習の推進に関し必要な事項を調査審議させるため、佐野市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 生涯学習の推進に関すること。
- (2) 生涯学習の基本的施策及び課題に関すること。
- (3) その他生涯学習に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 2 月 28 日から施行する。

佐野市生涯学習推進本部設置要綱

平成 23 年 11 月 14 日

教育委員会訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 生涯学習を総合的かつ計画的に推進するため、佐野市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習の推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の原案の作成に関すること。
- (2) 基本構想に即して計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）の原案の作成に関すること。
- (3) 基本計画に係る施策（以下「施策」という。）の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (4) 施策の実施状況の評価及び改善に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関し必要があると認める事務

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は両副市長及び教育長を、本部員は別表第 1 に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ定める順序でその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 本部は、基本構想及び基本計画の素案を作成し、及び施策の実施状況の調査及び分析を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 基本構想及び基本計画の素案を作成し、これを本部に提出すること。
 - (2) 施策の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を本部に報告すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想及び基本計画に関し本部が指定する事務を行い、その結果を本部に報告すること。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は教育総務部長を、副幹事長は生涯学習課長を、幹事は別表第2に掲げる職員をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 6 副幹事長は、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、同条第1項中「本部長」とあるのは、「幹事長」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第7条 幹事会は、施策に関する専門の事項の調査研究を行うため、当該事項ごとに専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) それぞれの専門の事項を調査研究し、その結果を幹事会に報告すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、それぞれの専門の事項に関し幹事会が指定する事務を行い、その結果を幹事会に報告すること。
- 3 それぞれの専門部会は、生涯学習課長及び別表第3に掲げる職員を充てる専門部会員のうちから幹事長が指名する者をもって組織する。
- 4 それぞれの専門部会に専門部会長を置き、生涯学習課長がこれに当たる。
- 5 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 6 専門部会長に事故があるときは、専門部会長があらかじめ指名する専門部会員がその職務を代理する。
- 7 第5条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条第1項中「本部長」とあるのは、「専門部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日教委訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日教委訓令第 2 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日教委訓令第 2 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 28 日教委訓令第 7 号）

この訓令は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日教委訓令第 1 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

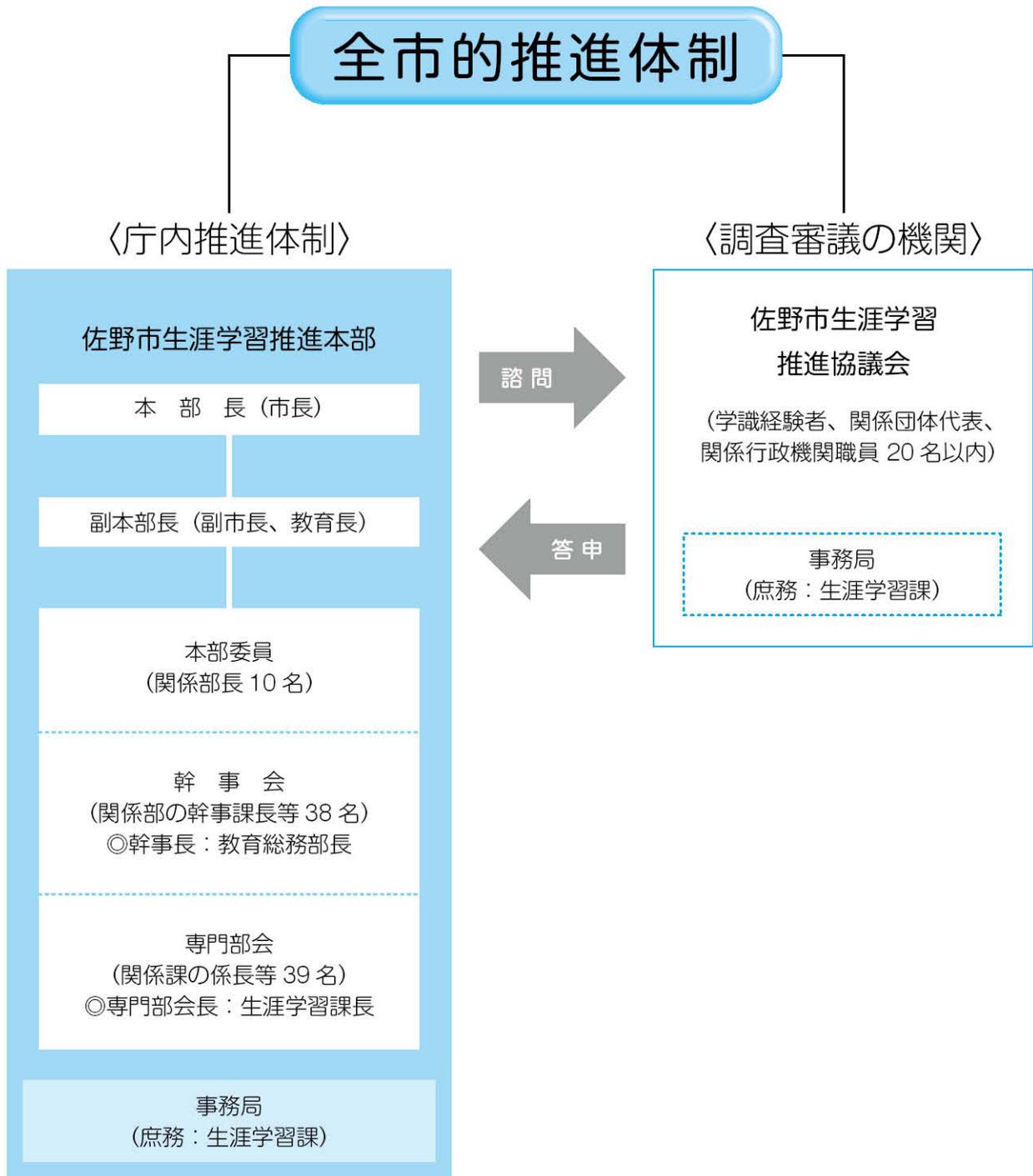
総合政策部長 行政経営部長 市民生活部長 こども福祉部長 健康医療部長 産業文化部長 観光スポーツ部長 都市建設部長 水道局長 教育総務部長

別表第 2（第 6 条関係）

政策調整課長 都市ブランド推進室長 広報・地域連携課長 行政経営課長 市民活動促進課長 危機管理課長 人事課長 情報政策課長 環境政策課長 クリーン推進課長 人権・男女共同参画課長 交通生活課長 社会福祉課長 障がい福祉課長 こども課長 医療保険課長 いきいき高齢課長 介護保険課長 健康増進課長 産業立市推進課長 農政課長 農山村振興課長 文化立市推進課長 観光立市推進課長 スポーツ立市推進課長 都市計画課長 水道局総務課長 下水道課長 教育総務課長 学校適正配置推進課長 学校教育課長 教育センター所長 文化財課長 郷土博物館長 吉澤記念美術館長 公民館管理課長

別表第 3（第 7 条関係）

政策調整課政策調整係長 都市ブランド推進室ブランド戦略係長 広報・地域連携課広報広聴係長 行政経営課行政経営係長 市民活動促進課市民活動促進係長 危機管理課防犯係長 人事課人事係長 情報政策課情報管理係長 環境政策課環境政策係長 クリーン推進課クリーン推進係長 人権・男女共同参画課人権推進係長 交通生活課生活安全係長 社会福祉課管理係長 障がい福祉課障がい福祉係長 こども課こども育成係長 医療保険課地域医療係長 いきいき高齢課高齢福祉係長 介護保険課介護サービス係長 健康増進課成人保健係長 産業立市推進課産業立市推進係長 農政課農政係長 農山村振興課農山村振興係長 文化立市推進課文化立市推進係長 観光立市推進課観光立市推進係長 スポーツ立市推進課スポーツ立市推進係長 都市計画課計画係長 水道局総務課総務係長 下水道課監理係長 教育総務課総務係長 学校適正配置推進課学校適正配置推進係長 学校教育課学務係長 教育センター副主幹 生涯学習課社会教育係長 文化財課文化財保護係長 郷土博物館主幹 吉澤記念美術館副主幹 公民館管理課管理係長



諮問

➔

➔

答申

参考資料

「楽習と参画のまち佐野」 都市宣言

私たち佐野市民は、ひとりひとりが楽習をとおして個人として深まり、その個性を生かし、協働して佐野のまちづくりに参画します。たがいに自分らしさを認めあい、支えあい、はぐくみあう仲間をつくります。まちづくりへの参画のなかで、自分らしさを佐野のまちに咲かせます。

私たちはふるさとを守り、はぐくみます。家庭、地域、学校、職場のなかで、世代や価値観の違いを超えた心の交流を広め、安全で安心なまちをつくります。子育てのなかで親が育ち、こどもが愛されて育つまちをつくります。

私たちは佐野のもつすばらしい自然と文化を学びます。ふるさとの自然を守り、ふるさとから文化を発信します。

ここに佐野市を「生涯学習都市」とすることを宣言します。

平成19年12月25日

佐野市

第2次佐野市生涯学習推進基本構想・前期基本計画

発行日 平成31(2019)年3月
発行 佐野市
編集 佐野市教育委員会教育総務部生涯学習課
〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
TEL 0283-20-3109
FAX 0283-20-3032
E-mail gakusyu@city.sano.lg.jp
<http://www.city.sano.lg.jp/>



佐野ブランドキャラクターさのまる©佐野市

**第2次佐野市生涯学習推進基本構想・
前期基本計画**